

美里町 生涯學習 振興計畫



宮城県美里町



共に築く
生きがいとくらしの創造
～ 学びのまち 美里 ～

美里町生涯学習振興計画

町章



美里町の「み」をモチーフに、さわやかに風が吹く、自然いっぱいの大地をイメージし、住民の団結、自然と住民の調和を表現しています。先人から受け継ぐ歴史と文化を宝に、共に飛躍していく願いが込められています。

(平成18年7月29日選定)

美里町民憲章

江合・鳴瀬の清流と豊かな緑に恵まれた美里町に生きるわたくしたちは、輝く未来に向かってみんなが平和で心豊かに暮らせるよう、この憲章を定めます。

- 一、夢と希望を持ち
心身ともに健やかに働く町民になります
- 一、きまりを守り 互いに尊重し合い
助け合う町民になります
- 一、自然に親しみ
美しい環境を大切にする町民になります
- 一、先人をうやまい 共に学び合い
文化を育てる町民になります
- 一、ふるさとを愛するとともに
世界に目を向ける町民になります

(平成18年7月29日制定)

町花 ばら(薔薇)



町木 はなみずき(花水木)





豊かな生涯学習社会の 実現をめざして

近年、私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化・国際化・情報化・余暇時間の増大など大きな変化をみせ、人の意識や関心も、「物の豊かさ」から「生き方の豊かさ」を求めるように変わってきました。

その中であって、町民一人ひとりが生涯を通して、健康で生きがいの感じられる心豊かな人生を送りたいという願いがますます高まってきています。また、社会の変化に対応するため、自らが絶えず新しい知識や技術、情報等を身につけていくとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことが必要になってきています。

わが美里町では、合併後の新たなまちづくりの指針として「美里町総合計画」を策定しました。この計画では、町民が生涯にわたって主体的に学び楽しむことができるまちづくりを生涯学習分野がめざす方向といたしました。

ともに学び楽しむまちづくりを進めるためには、個人の「学び」が学習者相互の「学びあい」にまで高めることができるよう奨励し、一人ひとりの様々な参画の力を育み尊重し、人と人、人と地域をつなぐ活動となるよう支援することが求められているといえます。

このたび、本町における生涯学習のための施策展開を長期的な視野に立ち、効果的に行っていくために「生涯学習振興計画」を策定いたしました。この計画のもとに、町民の皆様と知恵を出し合い、共に行動し、美里町にふさわしい、豊かな生涯学習社会の実現をめざし、町民一人ひとりの学習意欲をさらに高めるための支援を一層充実させてまいりたいと考えております。

どうか、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成 20 年 3 月

美里町生涯学習振興本部長

美里町長 **佐々木 功 悦**



目次

基本構想

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的	3
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の構成	4
4. 計画の期間	4

第1章 生涯学習の基本的な考え方

1. 生涯学習の意義	
(1) 教育基本法の改正	5
(2) 生涯学習の意義	6
(3) 生涯学習の現況	8
2. 生涯学習の必要性	
(1) 生涯学習が求められる背景	10
(2) 新しい生涯学習の振興・新しい社会教育の考え方	10

第2章 これから美里町がめざすべき生涯学習社会とは

12

第3章 生涯学習振興の基本理念と目標

1. 基本理念	13
2. 目標	13

第4章 生涯学習振興基本構想

1. 社会の変化に対応できる学習体制の拡充	14
2. 健康で生きがいのあるくらしのための学習の推進	15
3. 豊かな心を育む学習の場の充実	15
4. 住民参画と協働によるまちづくり	16
5. 活気とにぎわいを生み出す個性ある文化の創造	17

基本計画

生涯学習基本計画体系図	21
-------------	----

第1章 社会の変化に対応できる学習体制の拡充

1. 高度情報化に対応した学習環境の整備	22
2. 行政と民間の連携による学習機会の提供	22
3. 学びの情報提供と相談体制の整備・充実	22



4. 行政各課間の連携による事業の効率化の促進	23
5. 生涯学習推進拠点となる施設の整備と機能の充実	24
6. 生涯学習活動への参加を働きかける広報・啓発の充実	25

第2章 健康で生きがいのあるくらしのための学習の推進

1. 健康に関する学習の推進	26
2. スポーツ活動の充実	26
3. すべてのライフサイクルにわたる心と身体の健康づくりの支援	28
4. 職業観の醸成に資する学習機会の提供	29
5. 職業能力向上のための学習機会の提供	30

第3章 豊かな心を育む学習の場の充実

1. 青少年への学習活動の提供と社会的な自立への支援	31
2. 青少年を心豊かに、たくましく育む支援	32
3. 青少年を地域ぐるみで健全育成する支援	33
4. 青少年が安全・安心に生活できる地域社会の醸成	34

第4章 住民参画と協働によるまちづくり

1. 住民の学びの成果の活用とボランティア活動の奨励	35
2. 住民の主体的な学習の推進	35
3. 団塊世代等の社会参加促進	36
4. NPOや住民団体との協力・協働関係の構築	36
5. 地域づくり・まちづくりに関する学習の充実・促進	37
6. ふるさとの魅力を発信する産業の構築	38
7. 快適な生活環境を共につくる取り組み	38

第5章 活気とにぎわいを生み出す個性ある文化の創造

1. 地域の特色を活かした多彩な文化芸術活動の推進	40
2. 子どもの文化芸術活動の充実	40
3. 美里の歴史・文化の継承と新しい文化創造のための学習の推進	41
4. 姉妹都市を中心とした、双方向の国際交流による「美里」の発進	41

第6章 基本計画主な年次別指標

●資料

1. 美里町生涯学習振興体制図	59
2. 美里町生涯学習振興本部設置要綱	60
3. 美里町生涯学習振興計画策定経過	62
4. 美里町生涯学習振興会議設置要綱	63
5. 美里町生涯学習振興会議委員名簿	64



基本構想



序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

生涯学習は「人づくり」「まちづくり」です。国際化、情報化、科学技術の急速な進展のほか、少子高齢化や人口減少など、国際環境・社会・経済が激しく変化している今日、一人ひとりがしっかりと自己の確立を図り、個性を伸ばし発揮していくとともに、そうした自己を確立した人々がお互いに支え合い、助け合い、学び合いながら共に生きていく「生涯学習社会」を実現することの必要性がますます増大しています。

合併して2年目、美里町は「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも生涯にわたって学び楽しむまちづくり」に向けた学習を展開していますが、住民の価値観・ライフスタイルが多様化する中で、生涯学習の振興についてはまだまだ課題が多く指摘されています。これらの学習が「美里町の生涯学習」としてしっかり根をはり、まちづくりの大きなエネルギーとなっていくことが大切です。

多くの住民がこれまで培ってきた経験と知恵、力を出し合ってまちづくりに参画し、住民と行政が対等なパートナーシップ（協力関係）のもとに協働する“まちづくり”が本町の基本理念です。社会や住民ニーズの変化をふまえ、新たな時代における生涯学習振興施策を住民の皆さんとの協働によって展開し、学習の成果が、豊かな自然、風土と調和した生活や文化、地域づくりに結晶していく個性と活力に満ちた元気なまちの実現こそ、わが町の発展につながるものと信じています。これから策定する美里町生涯学習振興計画は、それぞれの分野で個人や団体等が実践している生涯学習を繋ぐ役割を果たし、生涯学習のネットワークが広がり、生涯学習の盛んなまちとなっていくための指針としたいと考えています。

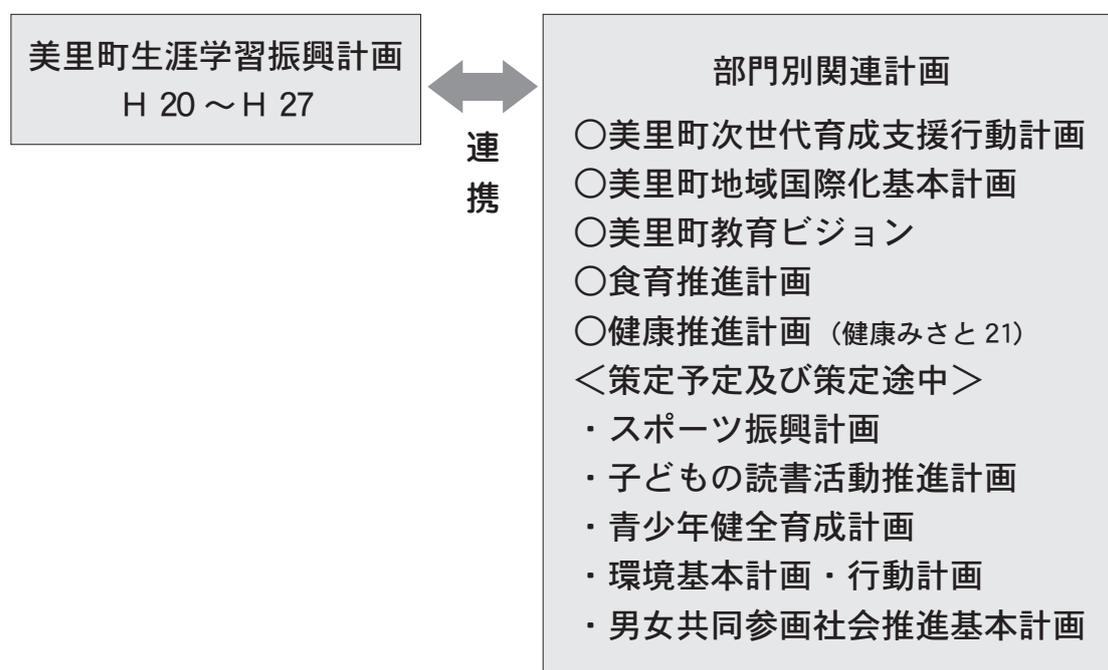
町民憲章の具現化及び総合計画に掲げている生涯学習の振興の実現を図るため、「美里町生涯学習振興計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、美里町民憲章の理念に基づき、美里町総合計画に基づく計画としています。



また、この計画は、生涯学習施策を総合的に推進するため、本町各課の部門別関連計画と連携し、整合性を図るものとします。



3. 計画の構成

この振興計画は、「生涯学習振興基本構想」と「生涯学習振興基本計画」で構成します。

- ・「生涯学習振興基本構想」は、本町のめざすべき生涯学習社会像の実現に向けた基本的な考え方と方向性、目標を定めるものです。
- ・「生涯学習振興基本計画」は、生涯学習振興基本構想を具現化するための基本的な施策を体系的に示すものです。
- ・施策の実施にあたっては、振興計画を基に町をあげて取り組みます。

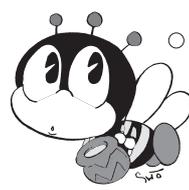
4. 計画期間

- ・「生涯学習振興基本構想」
平成 20 年度を初年度とし、平成 27 年度を目標とする 8 ヶ年計画とします。
- ・「生涯学習振興基本計画」
生涯学習振興基本構想と同様、平成 20 年度を初年度とし、平成 27 年度を目標年度としますが、平成 24 年度に 4 年間の評価と平成 25 年度から平成 27 年度までの計画を見直します。

第1章 生涯学習の基本的な考え方



1. 生涯学習の意義



教育基本法が改正され、
生涯学習はますます
その必要性が高まって
いるようだ

(1) 教育基本法の改正

教育基本法は、我が国の教育の根本的な理念や原則を定めるもので、すべての教育関係法令の根本法ともいえるべき法律です。

我が国の教育は、昭和22年に制定された教育基本法の理念のもとで充実発展し、豊かな経済社会や安心な生活を実現する原動力となるなど、多くの成果を上げてきました。しかし、制定された当時とは教育をめぐる状況が大きく変化しています。

教育基本法制定当時と現在との比較

○平均寿命	
男性	50.06歳（昭和22年）→ 78.53歳（平成17年）
女性	53.96歳（昭和22年）→ 85.49歳（平成17年）
○合計特殊出生率	4.54（昭和22年）→ 1.26（平成17年）
○65歳以上の人口の割合	4.8%（昭和22年）→ 20.1%（平成17年）
○高校進学率	42.5%（昭和25年）→ 97.7%（平成18年）
○大学等進学率	10.1%（昭和30年）→ 49.3%（平成18年）
○産業別就業率	
第一次（農業、林業、漁業）	48.5%（昭和25年）→ 4.8%（平成18年）
第二次（鉱業、建設業、製造業）	21.8%（昭和25年）→ 26.1%（平成18年）
第三次（サービス業等）	29.6%（昭和25年）→ 67.2%（平成18年）

【平成18年度 文部科学白書より】

近年子どもを取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題が明らかになっています。学校におけるいじめ、不登校、校内暴力のほか、子どもが犠牲となり、また加害者となるようなあってはならない悲惨な事件が起きています。また、社会全体の規範意識の低下、家族や地域についての価値観の変化などが子どもの健やかな成長に影響を落としています。科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、家族の在り方など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化する中で、道徳心や自律心、公共の精神、国際社会の平和と発展への寄与などについて、今後、教育において、より一層重視することが求められるようになりました。

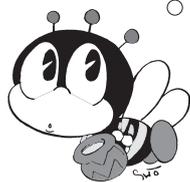
このため、これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念を継承するとともに、我が国の未来を切り拓く教育がめざすべき目的や理念を明示することによって、社会全体の共通理解を図りつつ、

- ①知・徳・体の調和が取れ、生涯にわたって自己実現をめざす自立した人間
- ②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民
- ③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人

など、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成をめざした教育改革を着実に進めるため、教育基本法の改正が行われました。

（平成18年12月15日国会において可決・成立し、同22日に公布・施行）

(2) 生涯学習の意義



改正教育基本法においても、第3条で新たに「生涯学習の理念」として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図らなければならない。」と、生涯学習社会の実現に努めることが規定されているようだ。

生涯学習とは・・・

<住民側の視点から>

◇生涯学習は生きがいや感動、そして幸せをもたらす

私たちは3つの異なった方法で人生の意味を発見する。それは、

1. よいことをすることによって (人のためになること)
2. 価値のある体験によって (喜びを感じる)
3. 苦しむことによって (乗り越えること) の、3つである。

☆貴方が興味・関心のあるもの、求めているものはすべて生涯学習に結びつく

町民の皆さんが、常に新たな知識・技術を習得し、その活動の幅を広げる可能性を備え、スポーツ、文化、ボランティア、レクリエーションなど多彩な活動を通じて、精神的な充足感や新たな自己発見・自己実現が図れるよう、学習の機会や場の提供を支援します。

☆自己完結型から社会に役立てる学習へ

私たちは自分以外の家族や他人のため、時には地域や社会のために役に立ちたいと思っています。自己完結型から社会に役立てる学習へと発展させることでますます学習が楽しくなります。

人と人が集い、学び合い、支えあうまちづくりのために、学習内容を充実させていきます。

<支援する側の視点から>

◇いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも学び楽しむまちの実現に向けて

もし、貴方が私に米を与えてくれるなら、
私はそれを今日食べることができます。
もし、貴方が米の育て方を教えてくれたなら、
私は毎日、米を食べることができます。

☆町民の活発な学習活動を支援する施策や体制の整備

一人ひとりの学習の方法や手段は多種多様で、学習形態も個人的なものから団体

で学ぶもの、初歩的なものから高度なものまで広範囲にわたり、学習ニーズは多様化しています。誰もが気軽に生涯にわたって学習できるように、情報の収集や発信、ニーズの把握、相談体制の確立、学習機会や場の提供等、町民の活発な学習活動を支援する施策や体制を整備する必要があります。

＜生涯学習は人づくり・まちづくりであるという視点から＞

◇ “協働” のまちづくり～まちが人を支え、人がまちを支える～

人が集まってくるのが始まりであり、
人がいっしょにいることで進歩があり、
人がいっしょに働くことが成功をもたらす。

☆生涯学習社会実現のための推進体制の整備

地域の課題は、みんなで考え、学び、行動することによって解決されていくものです。そのため、町民みんなで交流し学び合い、自らを高めるとともに、学習活動の輪を拡大させ、より豊かな地域生涯学習社会の創造をめざしていくことが必要です。国・県・関係機関等との連携を充実させると同時に、町民との協働の推進体制の確立を図りながら、愛着と誇りのもてるまちづくりをめざします。



(3) 生涯学習の現況

① 美里町の生涯学習の取り組み

本町は、平成 18 年 1 月に旧小牛田町と旧南郷町が合併して誕生した町です。旧小牛田町では平成 14 年に生涯学習振興計画を策定し、～夢と安心がともにあるまち～の学びを基本理念に、下記の 6 つの基本構想に基づく生涯学習を推進してきました。

1. 快適で生きがいのある生活の実現に向けて
2. 創造性豊かな文化の町をめざして
3. 豊かな生涯と活力あふれる町をめざして
4. 家庭生活の充実に向けて
5. 産業が飛躍する町をめざして
6. 国際交流による国際化の町をめざして

旧南郷町では平成 13 年に生涯学習推進計画“なんごうライブリプラン”を策定し、「学び合い、高め合う人づくり」、「豊かに、心がかようまちづくり」を目標に、学習の生涯化・自己学習の確立・教育機能の統合という基本方針のもと生涯学習を推進してきました。

両町とも庁内の推進体制として、「生涯学習推進本部」を設置し、総合行政として生涯学習を推進してきた経緯があります。

新町美里町においても、生涯学習の振興を総合的に展開するため、庁内に「美里町生涯学習振興本部」を設置し、各課・局・委員会の生涯学習に関する情報収集や生涯学習関連施策の協議及び調整を図るとともに、関係機関・団体と連携を図っています。

生涯学習関連施設については、平成 18 年に南郷支所内に「南郷図書館」を開設、また、平成 19 年に駅東地域交流センターが開館しました。これにより、公民館及び地区公民館が 7 施設、そして図書館が 2 施設となり、生涯学習の拠点となる施設の整備が進められています。



② 町民の生涯学習活動の現状

本町では、7 つの公民館・地区公民館等をはじめ、近代文学館（小牛田図書館）、南郷図書館、文化会館、農業者トレーニングセンター、南郷体育館、野球場、庭球場、スイミングセンター、野外活動施設など多くの生涯学習施設を持ち、住民の生涯学習活動のニーズに対応してきました。また、町内においては、桜祭り、おんべこ郷夏まつり、田園フェスティバル、菊まつり、どんと祭などの四季折々のイベントが行われています。



平成 18 年度の各施設の行った生涯学習事業の数は 138 あり、参加延べ人数は約 2 万 6,000 人にのぼります。また、図書館においては、図書の貸出数が年間 17 万 9,120 冊にのぼっています。

公民館に登録している団体及びサークル数は、平成 19 年 6 月末現在 167 団体、スポーツ少年団に登録している団体は 22 団体、体育協会には 18 団体が加盟し、活動の種類も多岐にわたっています。また、特定非営利活動の法人格を持つ団体も 4 団体あります。

教育、趣味、福祉、健康、まちづくり、環境などの分野において住民が、さまざまな生涯学習活動を展開しています。

③ 町民の生涯学習意識

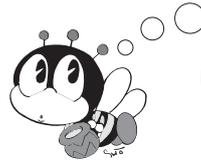
「美里町住民意向調査」（平成 18 年度）で、生涯学習活動で今後取り組んでみたい学習活動の内容をたずねたところ、「健康管理に関すること」や、「趣味に関すること」、「家庭生活に関すること」、「子どもの育児・教育に関すること」、「スポーツやレクリエーションに関すること」などへの回答が多くありました。

町行政への要望としては、「多様な学習機会の提供」、「町内における指導者の育成と活用」、「社会教育施設の整備充実」などが主なものとしてあげられています。

町民の学習ニーズに応えるために、多方面から生涯学習施策を展開していくとともに、指導者の育成と活用をどう図っていくかが課題となっています。



2. 生涯学習の必要性



生涯学習は【人】や【地域】や【町】を元気にしてくれるよ

(1) 生涯学習が求められる背景

平均寿命の大幅な伸びなどによる自由時間の増大に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大しています。これに応じて、学習基盤を整備することは、学習者の自己実現に資するのみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加など社会全体にとって有意義です。

また、科学技術の進歩、高度情報化、国際化、知識基盤社会の進展などの変化の中で、私たちは絶えず新しい知識や技能の習得を迫られています。学習活動を促進し、一人ひとりの知識・技能を向上させることは、社会・経済の発展につながります。

さらに、いわゆるバブルが崩壊した1990年代以降、雇用形態の多様化・流動化が進み、非正規雇用者の割合は年々増加傾向(労働者のおよそ3人に1人、15歳～24歳では労働者のおよそ2人に1人が非正規雇用者)にあるといわれています。このような中、ニート等若年無業者の増加や団塊世代の大量退職などにより、次代の社会経済を支える人材の確保や知識・技能の継承に懸念を抱く声も多く見受けられるようになりました。

このため、一人ひとりが何歳になっても意欲と能力に応じ、急激な社会変化にも柔軟に対応できるよう新たな知識・技能等を修得するとともに、学びによって地域活動や仕事に参加し、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を社会において適切に生かすことのできる生涯学習社会を実現が強く求められているのです。

(2) 新しい生涯学習の振興・新しい社会教育の考え方



これからの生涯学習の振興にあたっては、一人ひとりの「趣味・教養」を充足させるだけのものにとどまるのではなく、新しい「公共」の形成をめざした、「国民や地域住民として必ず対処することが必要な課題についての学習」や「地域の課題解決活動」に係る分野などに、特に重点を置き、地域住民の参画を促進しつつ、効果的に推進することが望まれているようだ。

① 職業能力の向上

現在、労働者に対する社会や企業のシステムが著しく変化しています。厚生労働白書によると平成17年時点でのフリーター数は約201万人、ニート(若年無業者)については64万人に達しており、24歳以下の失業率は依然として10%を越えているなど、特に、若者を取り巻く状況は深刻なものとなっています。さらに、一度就職してもすぐに離職してしまう若者が多く、就職してから3年後に中卒では約7割、高卒では約5割、大卒では約3割の人が離職するという状況にあります。

職業能力の向上を図るためには、学校教育段階から、勤労観、職業観の育成を図るとともに、生涯学習施設等においても、若者や働き盛りの世代の人のための職業能力の向上につながる学習支援を充実していくことが求められています。

② 家庭教育への支援

近年の都市化や核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など、家庭を取り巻く状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、児童相談所における児童虐待相

談処理件数が急増するなど、児童虐待問題も深刻化しています。このような状況を踏まえ、家庭教育への支援に積極的に取り組むことが重要です。

家庭の教育力の向上を図るためには、学校や地域において、できるだけ早い段階から、親になるための学習の充実を図るとともに、親になった後も、広く子どもから学び、仲間同士の親とも学び合うことなどにより、地域全体で学びあって、親が親として育ち、力をつけるような学習を充実するための方策が求められています。

③地域の教育力の向上

最近の度重なる青少年の凶悪犯罪や、いじめ、不登校等、青少年をめぐる様々な問題は憂慮すべき状況です。こうした状況の背景として家庭の教育力の低下とともに、青少年の異年齢の子どもや異世代の人との交流の減少などによる地域の教育力の低下があると指摘されています。このような状況を踏まえ、学校、家庭、地域の一体的な取り組みが重要です。

子どもの「生きる力」を育むためには、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、家庭や地域社会における教育力を充実させ、社会全体で子どもを育てていくことが重要です。このため、異年齢の子どもや異世代の地域の人々とのかかわりの中で、様々な体験の機会を提供し、子どもの自主性・創造性・社会性を涵養するとともに、触れる・体験するといった感覚を通して情操を養うなど、地域の大人の力を結集して子どもを育てる環境を整備することが求められています。

④健康対策等高齢者への対応

生涯にわたり心身ともに、健康の維持や向上に努めることが重要であり、生涯学習においては知の側面と同時に、体の側面も重要になっています。退職した後の団塊の世代の人々を地域に迎えるにあたって、元気な高齢者づくりを推進していくことが求められており、高齢者が自立した生活を送り、生涯学習を楽しみに健やかに生きていくことが人生を豊かにするとともに医療費等の増大の抑制につながります。

元気な高齢者づくりのためには、様々な生活の場や企業の中で気軽に体を動かすことから始め、地域全体が健やかな意思と健康な体を持つための取り組みが求められています。また、高齢化する地域社会を活性化していくためには、高齢者の多様な学習ニーズに応えるとともに、学習成果の活用できる機会を充実していくことが求められています。

⑤地域課題の解決

現在、グローバル化による産業の空洞化や少子高齢化の進展などにより、地域社会の活力の低下が問題となっています。地域においては、まちづくりや文化、自然環境の保全、介護・福祉、男女共同参画等の課題を抱えており、こうした地域の課題に適切に対応していくことが重要です。

地域において、まちづくりや地域の文化の継承・創造、自然環境の保全、地域に根ざした経済活動の活性化の促進、介護・福祉、男女共同参画等の現代の切実な地域課題について、適切に対応していくことにより、個性豊かな活力ある地域社会を築いていくことが求められています。

⑥情報通信技術の活用

インターネット等情報通信技術は、時間的・地理的制約などの生涯学習を振興する上での制約要因を解消し、生涯にわたる学習機会の選択肢を多様で豊かなものとするとともに、高齢者や障がい者等に対する学習環境の充実や仕事や子育てとの両立のための方策としても有効です。情報通信技術を活用した具体的方策の充実を図ることが求められています。

第2章 これから美里町がめざすべき生涯学習社会とは



ともに学び楽しむまちづくりを進める

美里町では、美里町総合計画を策定しました。この計画では、住民が生涯にわたって主体的に学び楽しむことができるまちづくりを生涯学習分野がめざす方向としました。

ともに学び楽しむまちづくりを進めるためには、学習活動を単に「参加する」ものとしてとらえるだけでなく、「参画する」もの、「協働する」ものととらえることができるような仕組みづくりが必要になってきます。

生涯学習の盛んなまちにするためには、「住民一人ひとりが具体的な活動すること」と「住民が協力して一つのことにみんなで向かっていくこと」の両面から考えてみる必要があります。

行政には、個人の「学び」が学習者相互の「学びあい」にまで進むことができるよう奨励し、一人ひとりの様々な参画の力を育み尊重し、人と人、人と地域をつなぐ活動となるよう支援することが求められているといえます。

具体的には、次の施策を生涯学習20の重点施策とし、ともに学び楽しむまちづくりの実現をめざします。

《生涯学習20の重点施策》

- 1 さまざまな手段で多様な学習情報を提供します。
- 2 生涯学習やスポーツ活動についての相談活動を充実します。
- 3 家庭や地域の教育力を高めるための取り組みや学校教育支援を進めます。
- 4 子どもや高齢者、障がいのある方々、日本語が不自由な方々等の学習の機会を充実します。
- 5 子どもから高齢者までの健康づくりを生涯学習として町ぐるみで進めます。
- 6 若者が学ぶことや働くこと、社会参加などへの意欲を高めるような学習の機会を提供します。
- 7 ぐらしや仕事に役立つ学習内容等、実学的な学習の機会を充実します。
- 8 人権問題や環境、福祉、国際化など地域の社会的な学習課題について学ぶ機会を充実します。
- 9 質の高い文化・芸術活動や作品、文化遺産、伝統文化等に親しむ機会を充実します。
- 10 学びを深めたい住民の学習の場を高等学校や大学、民間等と連携して提供します。
- 11 生涯学習の基盤としての図書館機能を充実します。
- 12 地域の身近な学習の場の確保のため、学校開放事業を進めます。
- 13 だれもが利用しやすく親しめる施設運営をめざします。
- 14 サークル団体の自主的な学習活動を支援します。
- 15 総合型地域スポーツクラブの設立と活動を支援します。
- 16 生涯学習活動ボランティアの拡大と生涯学習施設サポーター(仮称)との協働体制を整えます。
- 17 ボランティア活動をめざす団体・サークル・人材等に情報を提供します。
- 18 生涯学習団体やNPO等との協働事業を拡充します。
- 19 住民の参加を広く呼びかける住民主体の生涯学習事業を推進します。
- 20 住民参画による計画づくりを行います。

第3章 生涯学習振興の基本理念と目標



1. 生涯学習振興の基本理念

共に築く 生きがいとくらしの創造
～学びのまち 美里～

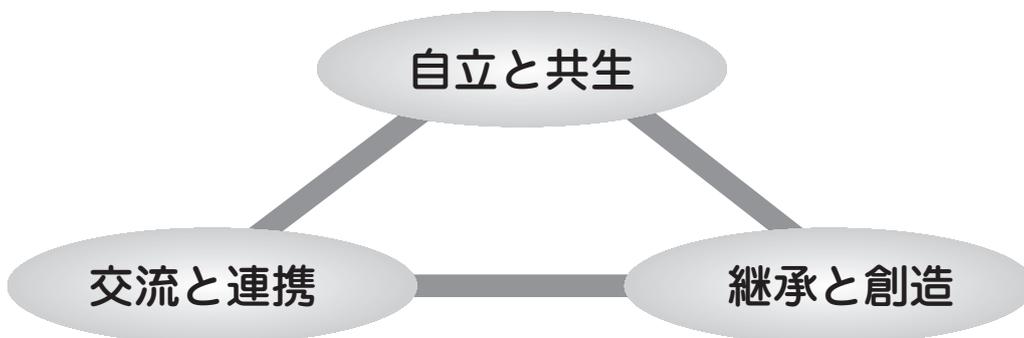
豊かな水・風・大地の恩恵と心優しき人々の暮らす豊饒の地 美里町。
私たち町民は、「一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」の美里町総合計画基本理念を受け、生涯学習によって、この地に、自分ならではの美しい花を咲かせる人（美・咲・人）になりたいと願っています。
私たちが学んだ一つ一つの成果はやがて実を結び、また新たな命を育む種となります。

そしてその種は、大地にしっかりと根を伸ばし、葉を広げ、誰も見たことのない美しい色の花を咲かせるに違いありません。次世代にどんなまちを、どんな社会を伝えていくのか、それは今生きている私たちの「未来を想う心」でつくられるのです。

「共に築く 生きがいとくらしの創造～学びのまち 美里～」を生涯学習振興の基本理念とし、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の人が、生涯を通して学び、文化やスポーツを楽しむ「生涯を通して学び楽しむまちづくり」の実現を図りながら、家庭、学校、地域、行政、企業等がみんなで力を合わせた生涯学習を展開します。

2. 生涯学習振興の目標

美里町町民憲章の理念及び美里町総合計画に基づき、多様化・高度化する社会情勢に対応しながら、健康で明るく自主性に富み、自然と文化を愛する人間性豊かな住民の育成を図り、心豊かな生活の創造、活力と生きがいに満ちた地域づくりをめざします。そのため、「自立と共生」「交流と連携」「継承と創造」を本町の生涯学習振興の目標とし、個人の生涯学習と町全体の生涯学習活動をより充実・発展させていきます。



第4章 生涯学習振興基本構想



美里町町民憲章の理念や美里町総合計画に掲げている生涯学習の振興を図るため、次の5つの柱により生涯学習の施策を展開します。

生涯学習基本構想の5つの柱

- ① 社会の変化に対応できる学習体制の拡充
- ② 健康で生きがいのあるくらしのための学習の推進
- ③ 豊かな心を育む学習の場の充実
- ④ 住民参画と協働によるまちづくり
- ⑤ 活気とにぎわいを生み出す個性ある文化の創造

1. 社会の変化に対応できる学習体制の拡充

住民一人ひとりがライフスタイルに合わせて新たな可能性を見いだすとともに、自主的・自発的に学習に取り組み、時代の変化に適切に対応し、生きがいのある充実した人生を送れるように生涯学習の振興を図ります。そのためには、住民の誰もが、必要なときに価値ある学習を行えるよう、社会の変化に対応した、住民が学びやすい環境整備が重要です。

環境整備の内容として、まず、インターネット等情報通信技術を生かした学習機会の拡充など高度情報化に対応した学習環境の整備に努めます。インターネットの利活用が本町においてもだいぶ広まってきました。インターネットは、学習したくてもできずにいる方々にとって時間的・空間的な制約を越えて、いつでも、どこでも、自分の都合に合わせて学習に取り組めるという点で生涯学習にかかせないものとなってきています。

また、行政と民間の連携等による学習機会の提供に取り組めます。一人ひとりの学習ニーズが高まるとともに、その内容も多様化・高度化しており、それに対応するためには、高等学校や県内の大学など高等教育機関との連携が必要となってきています。

さらに、生涯学習に関する情報受発信や相談等を通して、町民だれもが気軽に生涯学習に取り組める環境を整備すると同時に、総合的な生涯学習振興の施策を展開するため、行政各課間の連携による事業の効率化及び関係機関・団体等との連携による基盤整備の強化と支援体制の確立に努めます。

それから、公民館や地区公民館、図書館、文化会館、社会体育施設等の生涯学習事業を実施する施設間の幅広い連携と生涯学習推進拠点となる施設の整備と機能の充実を図ります。生涯学習施設は、より豊かで質の高いサービスを提供しながら、読書活動や学習・文化活動、スポーツ活動等多岐にわたる自主的な生涯学習活動の一層の活性化に向けた支援を充実させてまいります。

施策の大綱

- 高度情報化に対応した学習環境の整備
- 行政と民間の連携による学習機会の提供
- 学びの情報提供と相談体制の整備、充実
- 行政各課間の連携による事業の効率化の促進
- 生涯学習推進拠点となる施設の整備と機能の充実
- 生涯学習活動への参加を働きかける広報・啓発の充実

2. 健康で生きがいのあるくらしのための学習の推進

私たちの幸せな暮らしを築く原点は“健康な身体づくり”です。そのためには健康に対する本人の自覚が最も大切です。住民一人ひとりが若い世代から健康に対する意識を強く持ち“自分の健康は自分で守る”意識改革を確実に実践していくことは、一層の長寿社会を迎える本町の主要な課題のひとつです。それぞれのライフステージに適した健康づくりを、保健・医療・福祉の連携と官民協働の展開から、総合的、効果的に実施するとともに、様々な機会を活用して健康に関する学習を推進します。

スポーツ活動も住民の健康増進に欠かすことができません。生涯にわたるスポーツ活動の意識高揚を図るとともに、あらゆる年齢層が気軽に楽しくスポーツやレクリエーションができるよう、多様なプログラムの提供や競技スポーツの実践によるスポーツの振興を図ります。また、社会体育施設は既存の体育施設の一層の充実を図るとともに、学校体育施設を積極的に開放し住民の生涯スポーツや地域スポーツの充実を図ります。さらに、体育協会や各種スポーツ団体と連携し、指導者の確保と育成の支援や近隣市町とのスポーツによる交流などを推進します。

高齢化する地域社会を活性化していくという視点からも、食育の推進など地域全体が健やかな心と健康な体を持つための対策が求められます。高齢者の学習活動については、生きがいづくりとともに能力開発等、高齢者の多様な学習ニーズに応えるとともに、学習成果の活用できる機会を充実していきます。

併せて生きがいのあるくらしのためには働くことは大変重要な意味をもっています。働くことに価値を見出して充実した人生を送るために、生涯を通じての学習をより一層充実させていかなければなりません。職業能力の向上を図るためには、学校教育段階から、勤労観、職業観の育成を図るとともに、社会教育施設等においても、若者や働き盛りの世代の人のための職業能力の向上につながる学習を支援していきます。

施策の大綱

- 健康に関する学習の推進
- スポーツ活動の充実
- すべてのライフステージにわたる心と身体健康づくりの支援
- 職業観の醸成に資する学習機会の醸成
- 職業能力向上のための学習機会の提供

3. 豊かな心を育む学習の場の充実

少子化社会を迎えて、児童・生徒数の減少が続く本町においては、子どもや若者たちがのびのびと、いきいきと元気に育ち、一人ひとりが個性を発揮して活躍できるまちづくりが求められています。将来を担う心豊かな美里人を育むためには“心の教育”の実践と、さらには周囲の大人が子どもたちを温かく見守る環境づくりこそが大切な取り組みであり、本町の主要な課題の一つです。

青少年が心豊かで心身ともにたくましい創造力を育み、地域でいきいきと活躍す

るまちをめざし、関係機関が連携して学習活動を推進するとともに、社会性・自主性を育てるため、自然体験・社会体験などの機会の充実を図ります。また、異世代・異年齢の交流機会の充実、地域での役割づくりとまちづくり活動への参加促進、インリーダーやジュニアリーダー等青少年リーダーの育成、地域の青少年育成に係わる団体の指導者の確保及び育成の支援に努めていきます。

さらに、青少年の健全育成にあたっては、「美里町青少年健全育成計画」を策定し、これに基づき、町ぐるみで青少年健全育成事業が展開されるように進めていきます。

本町では平成18年に美里町次世代育成支援行動計画を策定し、子育てのしやすい環境づくりを推進するため関係機関と連携を密にして事業を進めています。家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を果たすものです。学校や地域において、できるだけ早い段階から、親になるための学習の充実を図るとともに、親になった後も、広く子どもから学び、仲間同士の親とも学び合うことなどにより、地域全体で学び合って、親が親として育ち、力をつけるような学習を充実させていきます。また、家庭教育ボランティアなどの養成を通して、受講生が児童館や子育て支援センター、各地区公民館等で子育てを支援するなど、地域ぐるみで子育てを支援できる体制をつくり、家庭と地域の教育力の活性化を図っていきます。さらに、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちが安全で安心して活動できる環境を整備し、放課後や週末の時間を利用して異年齢・世代間の地域交流活動を充実させていきます。そのためにも地域の人材活用やコラボスクール、世代間交流など学校教育と社会教育の連携・融合を図り、教育の実効性を高めることに努めます。

施策の大綱

- 青少年への学習活動の提供と社会的な自立への支援
- 青少年を心豊かに、たくましく育む支援
- 青少年を地域ぐるみで健全育成する支援
- 青少年が安全・安心に生活できる地域社会の醸成

4. 住民参画と協働によるまちづくり

本町では、各地域で生じている様々な課題について、町民との協働による取り組みを進めています。これらの課題は、まちづくりや地域づくりをはじめ、環境の保全、健康づくり、福祉・介護の充実、高齢者の社会参加や生きがい、リサイクル活動、自主防災、子どもたちの健全育成、男女共同参画、人権問題など、あらゆる分野についてあげることができます。町民一人ひとりがそれぞれの課題に理解を深めることによってはじめて効果的な対応ができるため、これらの学習を積極的に推進していきます。

また、地域住民が持っている知識や技術を地域に還元したり、学んだ成果を生涯学習事業や地域コミュニティづくりに生かしていく体制の確立を図るため、NPO活動やボランティア活動をより一層活性化させるための中間支援組織の設立支援や、情報の充実と積極的な提供、ネットワーク化による協働体制づくりへの支援、人材

の発掘と育成に努めます。

さらに、地区公民館は地域コミュニティの拠点として、地域の人に、その地域への親近感、帰属感、連帯感などを醸成する事業や、地域の人をつながり・ネットワークをつくる事業を展開していきます。併せて学校教育施設も身近な生涯学習の場として開放し、地域住民の学習や交流の場として有効活用を図ります。

今後は、保健・福祉・環境・まちづくりなど学習課題の増加、多様化に対応するため、既存の行政による出前講座に加え、NPOや住民団体との協力・協働関係を構築しながら、学級、講座等学習内容の充実を図ります。

施策の大綱

- 住民の学びの成果の活用とボランティア活動の奨励
- 住民の主体的な学習の推進
- 団塊世代等の社会参加促進
- NPOや住民団体との協力・協働関係の構築
- 地域づくり・まちづくりに関する学習の充実・促進
- ふるさとの魅力を発信する産業の構築
- 快適な生活環境を共につくる取組

5. 活気とにぎわいを生み出す個性ある文化の創造

郷土の自然や言葉、昔から親しまれている祭りや行事、歴史的な建造物や町並み、景観、地域に根ざした文化芸術活動などは、それ自体が独自の価値を持つだけでなく、地域への誇りや愛着を深めてくれます。住民が多様な文化・芸術を楽しめるよう、文化活動施設と各地域の文化活動の連携を図り、優れた文化・芸術に触れる機会や創作活動の奨励や多くの住民が気軽に参加できる文化フェスティバルなどの開催を推進します。併せて、町民ギャラリーや総合支所多目的ホールなどの文化施設での企画展示及び作品展示を実施するとともに、文化活動の発表機会の充実と地域文化活動の育成と支援に努めます。

また、美里町には国指定の重要文化財である山前遺跡などがあります。遺跡の保護及び貴重な文化財を計画的に調査・記録・保存し、後世に伝えるべく各種文化財を積極的に指定し保護思想の普及・啓発を図るとともに、学習の地域素材として生かしていきます。同時に、郷土の素晴らしい歴史文化遺産の継承や郷土芸能、伝統行事などの伝承と後継者の育成に努めます。

さらに、国際化が進展する中、町内の関係団体等と連携・協働し、諸外国との交流、国際感覚を養う学習の提供や国際化に対応した人材の育成に積極的に取り組んでいきます。

施策の大綱

- 地域の特色を活かした多彩な文化芸術活動の推進
- 子どもの文化芸術活動の充実
- 美里の歴史・文化の継承と新しい文化創造のための学習の推進
- 姉妹都市を中心とした、双方向の国際交流による「美里」の発信



基本計画

《生涯学習基本計画体系図》

共に築く 生きがいとくらしの創造～学びのまち 美里～

第1章 社会の変化に対応できる学習体制の拡充

- 1 高度情報化に対応した学習環境の整備
- 2 行政と民間の連携による学習機会の提供
- 3 学びの情報提供と相談体制の整備・充実
- 4 行政各課間の連携による事業の効率化の促進
- 5 生涯学習推進拠点となる施設の整備と機能の充実
- 6 生涯学習活動への参加を働きかける広報・啓発の充実

第2章 健康で生きがいのあるくらしのための学習の推進

- 1 健康に関する学習の推進
- 2 スポーツ活動の充実
- 3 すべてのライフサイクルにわたる心と身体の健康づくりの支援
- 4 職業観の醸成に資する学習機会の提供
- 5 職業能力向上のための学習機会の提供

第3章 豊かな心を育む学習の場の充実

- 1 青少年への学習活動の提供と社会的な自立への支援
- 2 青少年を心豊かに、たくましく育む支援
- 3 青少年を地域ぐるみで健全育成する支援
- 4 青少年が安全・安心に生活できる地域社会の醸成

第4章 住民参画と協働によるまちづくり

- 1 住民の学びの成果の活用とボランティア活動の奨励
- 2 住民の主体的な学習の推進
- 3 団塊世代等の社会参加促進
- 4 NPOや住民団体との協力・協働関係の構築
- 5 地域づくり・まちづくりに関する学習の充実・促進
- 6 ふるさとの魅力を発信する産業の構築
- 7 快適な生活環境を共につくる取り組み

第5章 活気とにぎわいを生み出す個性ある文化の創造

- 1 地域の特色を活かした多彩な文化芸術活動の推進
- 2 子どもの文化芸術活動の充実
- 3 美里の歴史・文化の継承と新しい文化創造のための学習の推進
- 4 姉妹都市を中心とした、双方向の国際交流による「美里」の発進

社会の変化に対応できる学習体制の拡充

基本
方針

住民の誰もが、必要なときに価値ある学習を行えるよう、社会の変化に対応した、住民が学びやすい環境整備を図ります。

1 高度情報化に対応した学習環境の整備

県や民間等と連携を図り、生涯学習関連の情報のネットワーク化を図ります。また、今後は情報通信技術の発展により、学習機会の提供・支援方策について、例えば携帯電話やインターネット配信、地上デジタルテレビ放送などの視聴等情報通信技術の活用による、学習環境の整備に努め、学習機会の拡充に努めます。

- (1) インターネットを活用した講座の紹介、人材情報の提供などの情報システムの充実
- (2) 県や民間との連携
- (3) インターネットを活用した学習相談や情報通信技術を生かした学習機会の拡充
＜具体的な取り組み＞

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<ul style="list-style-type: none"> ○パソコン教室、インターネット教室、携帯電話教室の開催 ○情報通信機器を活用できる能力やマナーの向上の学習 ○インターネットや地上デジタル放送等を利用した学習環境の整備 ○県及び近隣市町（生涯学習センター等）との連携による学習情報ネットワーク整備 	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校開放事業 学校教育で使用しているパソコン等を社会教育事業で活用

2 行政と民間の連携による学習機会の提供

学びを深めたい住民の学習の場を、町内の高等学校や県内の大学及び専門学校等と連携して提供します。

- (1) 高等学校や県内の大学など高等教育機関との連携
- (2) 高度化・多様化する住民の学習ニーズに対応できる学習体制の拡充
＜具体的な取り組み＞

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<ul style="list-style-type: none"> □学習ニーズに即した魅力的な学習機会の充実 ○生涯学習指導者・ボランティア講師による多様な学習メニューの提供 ○行政と民間の連携による出前講座の開催 ○高等教育機関等との連携を図り、学びを深めたい住民の学習ニーズに対応 ○大学の公開講座の開講など、身近な施設での講座を充実 	生涯学習課	

3 学びの情報提供と相談体制の整備、充実

情報機器（電話、FAX、eメール等）を利用した学習相談や、インターネットの活用による学習・文化・スポーツの教室・講座等の情報や人材情報、サークルの

5 生涯学習推進拠点となる施設の整備と機能の充実

「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えるため、誰もが気軽に利用できる公民館・図書館の果たす役割は大きいものと認識し、住民の立場にたった質の高い効率的な行政サービスの提供をめざし、充実した生涯学習機会と場の提供に努めます。

- (1) 既存図書施設の連携と機能の充実による読書活動支援
- (2) 公民館や地区公民館、図書館、文化会館、社会体育施設等の生涯学習事業を実施する施設間の幅広い連携の構築
- (3) 地区公民館など、今後の生涯学習施設のあり方の調査・研究、施設整備
- (4) 生涯学習活動を行う団体やグループ、個人が交流できる場づくり
- (5) 地域の身近な学習の場の確保のため、学校開放事業を推進

<具体的な取り組み>

	具体的な取り組み	担 当
図書館	<input type="checkbox"/> 図書館の整備と機能の充実 <input type="checkbox"/> 読書活動の支援と機会の充実 <input type="checkbox"/> 図書・資料のインターネット検索及び図書予約検索による情報提供サービスの充実 <input type="checkbox"/> 南郷図書館の資料の整備・充実 <input type="checkbox"/> 学校図書・資料の電子データ化とネットワーク化 <input type="checkbox"/> 郷土資料の保存・調査・整備 <input type="checkbox"/> 住民のニーズに即した図書貸出サービスの充実 <input type="checkbox"/> 図書館開館日・開館時間の拡大 <input type="checkbox"/> 身体が不自由で図書館への来館が困難な方への図書宅配貸出 <input type="checkbox"/> 図書館まつりなどによる図書館事業の啓発	図書館
公民館・地区公民館	<input type="checkbox"/> 公民館・地区公民館の整備と機能の充実 <input type="checkbox"/> 学習活動の支援と学習情報の提供 <input type="checkbox"/> 住民自らが参加し、主体となって事業活動が展開できるような仕組みや体制づくりの支援 <input type="checkbox"/> 施設利用に伴う助言や指導 <input type="checkbox"/> 他の市町の施設、機関との連携 <input type="checkbox"/> 施設のあり方の検討（修繕を含めた施設整備計画・だれでもが利用しやすく親しめる施設運営）	公民館 地区公民館
体育施設	<input type="checkbox"/> 体育施設の整備と機能の充実 <input type="checkbox"/> スポーツ活動の支援と機会の提供 <input type="checkbox"/> スポーツ施設の運営と整備	体育振興課
文化施設	<input type="checkbox"/> 文化施設の整備と充実 <input type="checkbox"/> 住民が文化芸術活動に参加する場と機会の提供 <input type="checkbox"/> 情報、相談、交流事業の実施 <input type="checkbox"/> 鑑賞事業の企画及び実施	文化会館
その他	<input type="checkbox"/> 社会教育施設のネットワーク化と機能の充実 <input type="checkbox"/> 学校開放事業の推進	教育委員会

6 生涯学習活動への参加を働きかける広報・啓発の充実

住民の生涯学習活動への意欲や動機付けを高めるため、学習への参加を広く呼びかけるような広報や啓発活動の充実に努めます。

(1) 生涯学習PR活動

<具体的な取り組み>

具体的な取り組み	担当
○生涯学習活動のPR（学習の必要性、町で行われている学習の紹介、学習者の声、参加者の声等）をホームページで紹介	生涯学習課



健康で生きがいのあるくらしのための学習の推進

基本
方針

社会の変化や、住民の多様な学習ニーズに対応した学習機会を提供し、住民一人ひとりの生きがいのあるくらしを実現するための支援を行います。

1 健康に関する学習の推進

すべての住民が健やかで心豊かに生活できる社会とするため、健康教室等を行い、食生活、運動、休養、歯の健康、その他生活習慣病に関する正しい知識を普及し、自分の健康づくりに主体的に取り組めるような学習を推進します。

- (1) 健康増進計画（健康みさと21）の策定
- (2) 自らが適切な健康管理を行える学習機会の提供
- (3) 健康教室や軽運動教室など高齢者の健康づくり事業の推進
- (4) 幼児期からの生活習慣病予防対策の強化

<具体的な取り組み>

段階	具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
乳幼児期	<input type="checkbox"/> 健やかな母子保健活動の推進と児童虐待を撲滅するための対策 <input type="checkbox"/> 虫歯予防対策（適切な食習慣指導、乳幼児歯科健診、虫歯予防教室）	健康福祉課	◆歯科検診の実施とブラッシング指導、食習慣の健康教育 ◆検診時等を活用した家庭教育・子育て支援
青少年期	<input type="checkbox"/> 子どもたちに命の尊さを教える保健教育の推進 <input type="checkbox"/> 幼児期から青年期まで継続した命の教育 <input type="checkbox"/> 学校教育における性教育	健康福祉課 子育て支援課 生涯学習課 幼稚園 小学校 中学校 PTA・父母の会	◆子どもたちに命の尊さを正しく伝えるため、幼児期から青年期にわたって継続した命の教育を実施 ◆思春期の子どもたちへ正しい性知識と性規範を習得させるために、学校教育と連携した性教育の計画的な推進
成人期	<input type="checkbox"/> 生活習慣病、各種がん疾病から住民を守るための保健活動の推進 <input type="checkbox"/> 健康増進計画（健康みさと21）の策定 <input type="checkbox"/> 健診の結果を踏まえたヘルスアップ教室の開催	健康福祉課 体育振興課 健康協力員	◆自らの健康を自らで守る、自らの健康を自らでつくる、こうした健康に対する自覚を住民一人ひとりが強くもつように、さまざまな機会を活用した健康教育や啓発活動 ◆生涯を通して元気で健康な身体をつくるための生活習慣病予防対策の強化
高齢期	<input type="checkbox"/> 元気な高齢者をつくるための対策 <input type="checkbox"/> 高齢者健康づくり事業（高齢者健康教室、軽運動教室）	健康福祉課 体育振興課 社会福祉協議会 老人クラブ等	◆健康教室や軽運動教室など高齢者を対象にした健康づくり事業の展開

2 スポーツ活動の充実

健康で心豊かな人づくりをめざすとともに、スポーツを通じて、住民が生きがいを感じ、感動を共有することができるよう、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。

また、スポーツ施設の整備、充実及び有効活用を進めるとともに、各種スポーツ

団体・グループの育成・支援、指導者の育成・確保、スポーツ教室やスポーツ大会の開催・誘致など、活動の場と機会を充実します。

(1) 健康と生きがいをつくる生涯スポーツと地域スポーツの推進

(2) スポーツ施設の機能充実と活用の推進

＜具体的な取り組み＞

段階	具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
乳幼児期	○親子スポーツ教室（わんぱく教室）の開催	体育振興課	◆できるだけ身近な場所での開催 ◆家庭教育・子育て支援事業との連携
青少年期	□健康と生きがいをつくる生涯スポーツと地域スポーツの推進 ○スポーツ振興計画の策定 ○スポーツ少年団の活動支援 ○スポーツ大会、スポーツ教室の開催 ○総合型地域スポーツクラブの設立支援	体育振興課	◆生涯スポーツを推進するための「スポーツ振興計画」を策定 ◆子どもがスポーツに親しみ、スポーツ活動を通じて健全育成や仲間づくりが行えるよう、地域での少年スポーツ活動指導者の育成
成人期	□健康と生きがいをつくる生涯スポーツと地域スポーツの推進 ○スポーツ振興計画の策定 ○町民スポーツ大会の開催 ○スポーツ大会、スポーツ教室の開催 ○総合型地域スポーツクラブの設立支援	体育振興課	◆町民が一堂に会してスポーツ・レクリエーションに取り組むことができるスポーツ大会の開催 ◆スポーツに親しみ、健康で豊かな日常生活を営めるよう各種の教室・大会を開催し、スポーツ人口の拡大を図る
高齢期	□健康と生きがいをつくる生涯スポーツと地域スポーツの推進 ○スポーツ振興計画の策定 ○スポーツ大会、スポーツ教室の開催 ○アウトドアスポーツの推進 ○総合型スポーツクラブの設立支援	体育振興課	◆健康増進・介護予防・生きがいづくりの観点からも保健事業との連携を図りながら、生涯を通して継続的に楽しめるウォーキングやサイクリング、ニュースポーツなど、だれもが気軽にできるスポーツを普及 ◆ひとめぼれマラソンや町民駅伝大会などの各種大会、各種教室の一層の充実 ◆自然を活用したウォーキングやサイクリングなどアウトドアスポーツの振興 ◆地域コミュニティの推進と青少年の健全育成を図るため、より多くの地区に総合型スポーツクラブの設立を支援
その他	□スポーツ施設の機能充実と活用の推進 ○学校施設開放事業の推進 □活動に対する支援と指導者の育成 ○体育協会、スポーツ少年団等の活動を助成 ○体育指導委員等指導者の育成 ○町民スポーツの普及促進と競技スポーツ充実の両面の支援体制の強化	体育振興課	◆生涯スポーツ、地域スポーツを推進するための学校施設の開放 ◆体育協会、スポーツ少年団等の活動を助成するなど、スポーツ団体を支援するとともに、体育指導委員をはじめとする指導者の育成 ◆中学校部活動支援

3 すべてのライフサイクルにわたる心と身体の健康づくりの支援

健康推進計画（健康みさと 21）を策定し、それぞれのライフサイクルに適した心と身体の健康づくりを、保健・医療・福祉の連携と官民協働の展開から、総合的、効果的に実施します。

- (1) 生涯を通して元気で健康な身体をつくるために幼児期から高齢期までの食育推進計画の策定及び食育の推進
- (2) 高齢者のだれもが生きいきと自立した生活を送るための健康づくりと介護予防の実践
- (3) 予防医学見地に立った幼児期からの健康づくりの実践

<具体的な取り組み>

段階	具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
乳幼児期	<input type="checkbox"/> 健やかな母子保健活動の推進と児童虐待を撲滅するための対策 <input type="checkbox"/> 気軽に利用できる育児相談（親と子の心の相談事業、健診時における心の相談） <input type="checkbox"/> 正しい子育ての知識の普及（子育て教室や子育て相談の実施） <input type="checkbox"/> 食育の推進 <input type="checkbox"/> 食育推進計画の策定と食育の推進 <input type="checkbox"/> 親子料理教室の開催	子育て支援課 健康福祉課 健康福祉課	◆育児について不安をもつ両親がいつでも気軽に相談でき、また専門的なアドバイスができるような環境づくり ◆乳幼児健診・新生児訪問を通して、育児不安と児童虐待のハイリスク者を早期に発見し、早期に対応する体制の整備 ◆生涯を通して元気で健康な身体をつくるために食育推進計画を策定し、幼少期から高齢期までの食の教育を実践
青少年期	<input type="checkbox"/> 学校給食の充実、食育の推進 <input type="checkbox"/> 食育推進計画の策定と食育の推進 <input type="checkbox"/> 料理教室の開催	健康福祉課 学 校	◆学社連携による食育の推進
成人期	<input type="checkbox"/> 生活習慣病、各種がん疾病から住民を守るための保健活動の推進 <input type="checkbox"/> 健康増進計画（健康みさと 21）の策定 <input type="checkbox"/> 食育推進計画の策定と食育の推進 <input type="checkbox"/> 男性の食の自立を図るための対策 <input type="checkbox"/> 男性の料理教室の開催	健康福祉課 健康福祉課 生涯学習課	◆地域をあげて地域住民が互いに支えあいながら互いの健康を守りあう組織づくり
高齢期	<input type="checkbox"/> 元気な高齢者をつくるための対策 <input type="checkbox"/> 元気高齢者を対象にする地域福祉ボランティア推進事業（養成研修会、講習会） <input type="checkbox"/> 高齢者就労支援、雇用促進、シルバー人材センター活動促進	健康福祉課 社会福祉協議会 老人クラブ 産業振興課 シルバー人材センター	◆退職後間もない元気な 60 歳代の人たちを対象に、ボランティア養成研修や介護講習会を開催し、地域福祉ボランティアに取り込むとともに、元気高齢者の生きがいづくりを支援 ◆老人クラブの活動、地域活動、生涯学習活動、就労などを通して、より多くの高齢者が社会活動に参加できるように、元気な高齢者の社会参加を支援

高齢期	<input type="checkbox"/> 寝たきり・要介護者を減らすための高齢者の健康づくり活動の推進 <input type="checkbox"/> 高齢者の健康づくり事業 <input type="checkbox"/> 精神保健相談事業 <input type="checkbox"/> 介護予防、認知症についての正しい知識の普及活動	健康福祉課 社会福祉協議会	◆地域の身近な場所で高齢者のだれもが気軽に参加できる健康づくりを積極的に展開 ◆高齢者の認知症・うつ病を早期に発見し早期に対応するために、正しい知識の普及、家族との連携の強化、いつでも気軽に相談できる環境づくり
	<input type="checkbox"/> 高齢者の尊厳が確保される介護サービスの提供と家族介護力向上の推進 <input type="checkbox"/> 介護保険制度の適正な運用と広報活動 <input type="checkbox"/> 介護講習会の開催	健康福祉課 社会福祉協議会	◆介護保険制度を住民に正しく理解していただくための広報・啓発 ◆家族及び地域における介護力を向上させるために、関係機関や近隣の市町との連携した介護講習会の開催

4 職業観の醸成に資する学習機会の提供

児童・生徒の一人ひとりに学校内外を通じて奉仕活動・体験活動・職業教育等の充実を図ることにより、勤労の尊さや社会性を養うとともに、職業体験活動やインターンシップ（就業体験）等の学習を大学や専門学校、職業訓練施設等及び企業会と連携して提供し、勤労観や職業観の醸成に努めます。

- (1) 若年層を対象とした、職業観の醸成を促す学習機会の提供
- (2) 起業のための専門的知識やノウハウを学ぶための学習機会や相談体制の充実
 <具体的な取り組み>

段階	具体的な取り組み	担当	行政及び地域に求められているもの
青少年期	<input type="checkbox"/> 青少年への学習活動の提供と社会的な自立への支援 <input type="checkbox"/> 中・高校生によるインターンシップや職場体験事業の開催 ※インターンシップ： 就職にあたって、業務内容の把握と適性の見極めのため、学生が研修生として一時的に体験入社すること <input type="checkbox"/> 職業について学ぶ機会の創出	生涯学習課 図書館 中学校 高等学校	◆若者が学ぶことや働くこと、社会参加などへの意欲を高めるような学習の機会を提供
成人期	<input type="checkbox"/> 起業のための専門的知識やノウハウを学ぶための学習機会や相談体制の充実 <input type="checkbox"/> 職業紹介、ハローワークとの連携による労働市場や雇用に関する情報の公開 <input type="checkbox"/> ベンチャー企業やNPO団体の支援 <input type="checkbox"/> 就労・ビジネスのための資料案内、情報提供等	生涯学習課 図書館 産業振興課 ハローワーク	◆再チャレンジや就業及び起業したい時に、それぞれのニーズに応じた学習機会の提供や相談を身近な場所で受けられる体制づくり
高齢期	<input type="checkbox"/> 元気な高齢者をつくるための対策 <input type="checkbox"/> 高齢者雇用拡充支援（シルバー人材センター活動促進） <input type="checkbox"/> 就労・ビジネスのための資料案内、情報提供等	産業振興課 シルバー人材センター 図書館	◆シルバー人材センターの活性化等により、高齢者の就労の場を拡充

5 職業能力向上のための学習機会の提供

ハローワーク等関係機関との連携のもと、職業能力の向上支援、就職相談や就職情報提供等を進め、若者の就職の促進、高齢者の雇用機会の拡大等に向けた学習機会の提供に努めます。

(1) 仕事に関係のある知識が習得できる講座の開設への支援

(2) 高等学校や県内の大学等高等教育機関との連携

<具体的な取り組み>

段階	具体的な取り組み	担当	行政及び地域に求められているもの
青少年期	<input type="checkbox"/> 青少年への学習活動の提供と社会的な自立への支援 <input type="checkbox"/> 職場体験事業の開催 <input type="checkbox"/> 職業について学ぶ機会の創出	生涯学習課 学 校	◆青少年の社会的な自立を支援するために、多様な学習機会と多様な社会参加の機会を提供
成人期	<input type="checkbox"/> 再チャレンジするための支援 <input type="checkbox"/> 職業能力向上支援 ① 業界や民間会社が主催するセミナーなど ② 通信教育 ③ 国や自治体が主催する講習会など ④ 大学・高校の開放講座や社会人講座 <input type="checkbox"/> 若者や中高年層の職業能力の向上に係る学習機会を拡充していくため、商工会議所、ハローワーク、大学や専門学校、職業訓練施設等との連携を図る	生涯学習課 図 書 館	◆生涯学習情報の提供 ・学習機会に関する情報 (講座、教室、講演会等についての内容、主催者、参加方法等) ・資格に関する情報 (資格の内容、取得条件、取得方法、受験・申し込み先等) ◆生涯学習関連施設の利用 ◆大学・カルチャーセンターの利用 ◆放送・通信教育・技能検定の利用
高齢期	<input type="checkbox"/> 安定した雇用を確保、創造するための対策 <input type="checkbox"/> 高齢者就労支援、雇用促進、シルバー人材センター	産業振興課 シルバー人材センター	◆シルバー人材センターの活性化等により、高齢者の就労の場を拡充



豊かな心を育む学習の場の充実

基本
方針

地域社会が一体となって、美里の将来を担う青少年の豊かな心を育み、ふるさとを愛する人材を育成するための、学びの場を充実します。

1 青少年への学習活動の提供と社会的な自立への支援

自立した社会性のある豊かな人間性の形成を促進するため、国際理解・国際交流の推進、非核・平和都市宣言の学習の推進など、多様な学習活動の機会や場の提供と充実に努めます。

- (1) 青少年の社会的な自立を育む体験活動や社会参加の機会の提供
- (2) ふるさと教育、ふるさと学習の推進による美里への愛着と誇りの醸成
- (3) 国際交流の推進
- (4) 平和学習の推進
- (5) 情報化社会対策の学習会・教室の開催

<具体的な取り組み>

段階	具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
青少年期	□青少年への学習活動の提供と社会的な自立への支援 ○インリーダー、ジュニアリーダー等青少年リーダーの養成と活用 ○国際理解学習、非核・平和学習・郷土学習、健康教室の開催 ○ボランティア活動体験事業、世代間交流事業、職場体験事業、自然体験事業、創作体験事業、週末活動支援事業、子ども議会等の開催 ○豊かな人間性と生きる力を育む体験活動の実施 ○情報化社会対策の学習会・教室の開催	生涯学習課 青少年健全育成町民会議 子ども会育成連 合 会 P T A 社会福祉協議会	◆家庭や地域での学校外での学習の提供 ◆伝統行事、スポーツ、ボランティア活動への参加の促進 ◆青少年の社会的な自立を支援するために、多様な学習機会と多様な社会参加の機会を提供 ◆豊かな人間性と生きる力を育む体験活動の実施 ◆インターネットによる消費トラブル対策やネットセキュリティ対策など、情報化社会に対応する学習機会の提供
	□環境の保全・美化を推進するための対策 ○環境学習・教育を推進	生涯学習課 町民生活課	
	□国際交流を推進するための対策 ○米国ミネソタ州ウイノナ市との友好交流 ○中国山東省済南市長清区との友好交流 ○教育交流(児童生徒による作品交流等) ○国際理解学習の推進	企画財政課 生涯学習課 国際交流協会 美里フレンド倶 楽 部	◆国際社会に目を向けた美里人を育成するために、次代を担う児童・生徒と青少年を積極的に海外へ派遣
	□非核・平和社会を実現するための対策 ○広島・長崎・沖縄に学ぶ派遣事業	企画財政課	

2 青少年を心豊かに、たくましく育む支援

子どもが健やかで心豊かに育ち、家庭が安心して子どもを産み育てることができ、地域全体で喜びや楽しみをわかちあえる環境づくりをめざします。

- (1) 家庭機能の充実と家庭教育の支援
- (2) 喜びが実感できる子育て支援・保健指導の充実
- (3) 学社連携による食育の推進と、豊かな人間性と生きる力を育む体験活動の実施
- (4) 子どもの読書活動推進計画の策定とそれに基づく読書活動の推進

<具体的な取り組み>

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
□出産や子育てに不安な家族を支援するための対策 ○子育て支援センターの充実 ○子育て教室、乳幼児学級、家庭教育学級 ○子育て支援サークルの支援 ○子育て相談総合窓口の設置 ○中・高校生を対象とした乳幼児とのふれあい体験	子育て支援課 健康福祉課 生涯学習課	◆親と子どもたちが多くの仲間と触れ合うように、子育てサークルの組織化とその活動の支援 ◆子育て支援センターに子育て相談総合窓口を、また身近なところで気軽に相談できるように保育園(所)、児童館、幼稚園、健康福祉課にそれぞれ個別の相談窓口を設置 ◆これから親になろうとする若い世代に、妊娠・出産・子育て、乳幼児教育の正しい知識を習得するための学習機会を広く提供 ◆乳幼児とのふれあいや保育に親しむ機会を設け、若い世代から結婚や子育てに対する意識づくりを図るため、児童館事業への参加や育児体験学習を実施
□地域ぐるみによる子育てを推進するために ○育児サークル支援・育児交流の促進 ○子育てボランティアの育成	図書館 子育て支援課 児童館 生涯学習課	◆気軽に参加できる親子のコミュニケーションの場の提供 ◆子育てサークル活動の支援と育児交流を促進するとともに、サークル同士の連携活動や移動交流会など子育てサークルのネットワーク化 ◆地域ぐるみでより良い子育て支援ができるよう、子育て支援ボランティア会員の育成、確保
□家庭の教育力を向上させるための対策 ○家庭教育に関する学習機会の提供 ○家庭教育指導者・ボランティアの養成 ○子育てサポーターの養成と活動支援 ○家庭教育の相談体制の充実	生涯学習振興本部 生涯学習課 子育て支援課 美里町子ども情報センター協議会	◆親の意識の向上を図るための学習機会をとらえて全ての親を対象に実施 ◆親と子のふれあいの機会や、子どもの成長段階に応じた家庭教育学習の機会を充実させ、安心して子育てできるよう保育所(園)・地域社会・行政等が連携して家庭教育力の向上を支援 ◆子育てや家庭教育に悩む親を地域の住民で支援する体制を整備するとともに、子育てや家庭教育について気軽に相談できる環境づくり
□地域で子どもたちを見守り育むための対策 ○ファミリーサポートセンターの設立支援 ○学校施設開放の促進	企画財政課 子育て支援課 教育委員会	◆子育てを行う家族と、子育てボランティアを行う人たちをつなげるファミリーサポートセンターの設立

○放課後児童対策	生涯学習課	◆子ども同士が遊びを通して社会性を養う身近な遊び場の確保など「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童対策の展開
□子どもの読書活動の推進 ○子ども読書活動推進計画の策定 ○学校における読み聞かせ活動の推進 ○小中学校の学校図書館、調べ学習等への支援	図書館 幼稚園・保育所 学校	◆子どもの読書活動を推進するために「子ども読書活動推進計画」を策定し、普及・啓発等を行う ◆学社連携による読書活動の推進

3 青少年を地域ぐるみで健全育成する支援

たくましく思いやりのある青少年を育成するため、家庭・学校・地域が一体となり、地域の教育力の向上に向けたよりよい環境づくりをめざします。

- (1) 地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進
- (2) 地域コミュニティ活動、地域住民との交流、地域でのボランティア活動、地域づくり活動、地域スポーツ交流等への参加
- (3) 青少年の人権擁護と人権教育の推進
- (4) 青少年の地域活動参加及びリーダーの育成支援
- (5) 放課後児童対策として、学校、児童館、地区公民館、体育施設などを活用し青少年の居場所づくり事業の推進

<具体的な取り組み>

具体的な取り組み	担当	行政及び地域に求められているもの
□子どもたちが健やかに成長するために ○異年齢・世代間の地域交流活動 ○子どもふれあいまつりフェスティバル	生涯学習課 青少年健全育成団体	◆子どもたちが安全で安心して活動できる居場所を整備し、放課後や週末の時間を利用して異年齢・世代間の地域交流活動を充実 ◆伝統行事、スポーツ、ボランティア活動への参加の促進 ◆互いに相手を思いやる心と人権が尊重された社会づくりに向けた人権教育の推進
□地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進 ○教育人材バンクの制度化、組織化、研修の実施 ○学校支援ボランティアの制度化、組織化 ○放課後児童対策	教育委員会 学校 児童館 生涯学習課	◆学校教育における地域学習や体験学習に地域の人材を積極的に活用 ◆登下校時の防犯活動、非行の防止運動、クラブ活動、部活動、図書活動等にも地域の人材を積極的に活用し、地域が支える学校運営 ◆空き教室や体育施設を地域に積極的に開放し、地域に開かれた学校づくり ◆子ども同士が遊びを通して社会性を養う身近な遊び場の確保など「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童対策の展開
□地域ぐるみによる子育てを推進するために ○住民交流の機会づくり ○社会全体で子育てを支援する意識づくり ○PTA・父母の会活動への支援	青少年健全育成団体	◆地域における子どもの遊びや子育てを支援する活動の核となるPTAやジュニアリーダー、美里町地域活動連絡協議会(母親クラブ)、子育て支援ボランティアなど青少年健全育成団体の育成と活動の活性化

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<p>□地域の教育力を向上させるための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青少年健全育成計画の策定 ○町ぐるみの青少年健全育成活動の組織的な展開（第3日曜日は家庭の日） ○青少年の地域活動参加促進と自主的な社会活動の支援 ○青少年の地域ボランティア活動の推進 ○学校、児童館、地区公民館、体育施設などを活用した青少年の居場所づくり ○学校教育と社会教育の連携・融合 ○地域資源（人材・施設・情報）を活用した交流・学習活動の支援 	<p>生涯学習振興本部 生涯学習課 青少年健全育成団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもがスポーツに親しみ、スポーツ活動を通じて健全育成や仲間づくりが行えるよう、地域での少年スポーツ活動指導者の育成を推進 ◆地域住民の全てが子育ての問題を理解し、互いに支えあう地域社会を築いていくために、子育てに関する講演会の開催や広報誌などを通して、広く住民、地域、企業等の理解と関心を高め、子育てを社会全体で支援する意識の啓発 ◆近隣住民間の連帯感の希薄化や青少年の問題行動が深刻化する中で、家庭・地域・学校・行政等が一体となり、青少年の健全育成を支援する体制づくり ◆地域コミュニティ活動、地域住民との交流、地域でのボランティア活動、地域づくり活動、地域スポーツ交流等への参加 ◆次代を担う青少年を健やかに育てるために、学校教育と社会教育の連携・融合（学社融合）を推進

4 青少年が安全・安心に生活できる地域社会の醸成

地域における青少年の健全育成機能や教育環境の向上を図るため、青少年を取り巻く環境の浄化や非行防止に向けた取り組み等を充実します。

- (1) 子どもたちが安全に安心して通学、通園できる環境の整備
- (2) 青少年の相談活動の充実と自立支援

<具体的な取り組み>

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<p>□安全な通学、通園を確保するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒を対象とする防犯教室 ○交通安全教室の開催 	<p>青少年健全育成団体 総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校、PTA、地域組織、老人クラブなど、個々に防犯活動を行っている団体・組織を有機的に結びつける連絡組織を編成 ◆防犯教室の開催
<p>□有害環境の排除と非行の防止活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○声かけ運動・パトロール ○各種啓発活動 	<p>青少年健全育成団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆青少年問題協議会、青少年健全育成町民会議等と連携を図り、児童・生徒の安全確保及び有害環境の排除と非行の防止 ◆地域の一人ひとりの住民が“地域の子どもたちを見守る意識を高める”ための啓発活動
<p>□相談活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青少年教育相談員等による青少年の悩み相談 	<p>青少年教育相談員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆不登校・いじめ・問題行動等への教育相談体制の充実

住民参画と協働によるまちづくり

基本
方針

学びの成果が自己実現へと結びつき、まちづくりと発展させることができるよう、ボランティア活動や地域活動への支援を行います。

1 住民の学びの成果の活用とボランティア活動の奨励

学習の成果を評価し、その成果を地域に還元していくことは、学習者の意欲を引き出し、能力を高めていくことにつながります。また、地域住民が持っている知識や技術を地域に還元し、地域社会づくりに結び付けていくために、学習活動を支援する人材の養成と活用が今後ますます重要となります。

町として指導者養成や人材バンクの整備と、町内の社会教育関係団体や自主的な学習グループの育成及び活動の支援に努めます。

- (1) 生涯学習活動で得た学びの成果の発表や活用の場の提供
- (2) ボランティア活動への支援（広報、養成研修、登録幹旋などの実施）

<具体的な取り組み>

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<ul style="list-style-type: none"> ○自主企画講座、企画展などの開催 ○生涯学習ボランティアの活動への情報提供 ○公民館等生涯学習施設サポーター制度（仮称）の創設 	生涯学習課	

2 住民の主体的な学習の推進

地域づくり活動の拠点となる地区公民館や集会所等の機能の充実を図るとともに、身近な福祉や環境問題等の学習により地域づくり活動が活性化するよう支援します。

- (1) 地区の集会所などを拠点にした学習活動（教室・講座等）の推進
- (2) 公民館等における「住民の主体的な学習に役立つ講座」の開設
- (3) 住民の自己実現、社会参画のための学習やサークル活動の奨励

<具体的な取り組み>

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<p>□住民参画と協働のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○美里町まちづくり会議の組織 ○まちづくり活動の担い手・リーダーの育成支援 ○住民参加ガイドブックの作成 ○社会貢献表彰制度の創設 	企画財政課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民と行政が協働するパートナーシップのまちづくり、住民のだれもが参画できるまちづくりの推進 ◆まちづくりや地域づくりで活躍する人材の育成と貢献した住民を表彰する制度の創設
<p>□地域における住民活動を活性化させるための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集会所等建設・修繕事業に対する支援 ○地域づくり支援事業 ○地区公民館の地域運営の検討 	総務課 企画財政課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区の集会所などを拠点にした地域づくり活動（行政区や自治会、子ども会、老人クラブ、地域福祉団体の活動など）の活性化 ◆小学校の空き教室等を住民活動の場に提供するなど、子どもたちが地域づくりに参加しやすい環境と多世代がふれあう地域づくりの推進 ◆コミュニティの充実による災害時の相互支援の推進

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<input type="checkbox"/> だれもが利用しやすく親しめる施設運営 <input type="checkbox"/> サークル作品常設展示場の設置 <input type="checkbox"/> 学習室の設置 <input type="checkbox"/> 音楽練習室の設置	生涯学習課	

3 団塊世代等の社会参加促進

退職した後の団塊の世代の人たちが、地域の中で生涯学習を楽しみながら健やかに暮らせるような環境を整備します。

(1) 高齢者社会活動支援事業（老人クラブ助成、団塊世代の社会参加）の推進

(2) 団塊世代の力を有効に活用するためのボランティア養成研修会の開催

<具体的な取り組み>

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<input type="checkbox"/> 団塊世代等が職業や学習を通じて培った経験を活かして、学校や地域で活躍するための環境整備 <input type="checkbox"/> 高齢者社会活動支援事業（老人クラブ助成、団塊世代の社会参加推進）	生涯学習課 図書館 社会福祉協議会	◆社会参加を促進するための、活動の場・機会の創出

4 行政とNPOや住民団体との協力・協働関係の構築

NPO等について学び、支援する講座を開催するとともに、NPOや住民団体と連携した事業を実施し活動を支援します。

(1) 各団体の活動を総合的にコーディネートする体制の構築

(2) NPO や住民団体との連携による事業の実施

(3) 講座等のNPO や団体への委託

<具体的な取り組み>

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<input type="checkbox"/> NPO 団体やボランティア活動を活性化させるための対策 <input type="checkbox"/> ボランティアセンターの促進、充実 <input type="checkbox"/> NPO 設立支援事業 <input type="checkbox"/> 地域づくり活動研修等の開催、派遣 <input type="checkbox"/> 中間支援組織の設立支援 <input type="checkbox"/> タウン情報誌発行団体への情報提供、技術的支援	企画財政課 生涯学習課 社会福祉協議会	◆NPO 活動やボランティア活動を活性化させるために中間支援組織の設立を支援し、情報の充実と積極的な提供、ネットワーク化による共同体づくりへの支援、人材の発掘と育成 ◆まちづくり会議、行政区、自治会、NPO 及びボランティア活動が有機的に連携し、相互に協調して地域づくりに参画でき、行政とのパートナーシップをより確実に実現できるように、それらの組織を総合的に支援する中間支援組織の設立を支援 ◆暮らしの情報を掲載した地域情報誌（タウン情報誌）の発行に取り組む住民活動に対し情報提供等の支援
<input type="checkbox"/> 生涯学習団体やNPO等との協働事業の推進 <input type="checkbox"/> 家庭教育や子育てに関する事業 <input type="checkbox"/> 生涯学習団体等への活動支援 <input type="checkbox"/> 文化祭や発表会、作品展、イベント等	子ども情報センター協議会 文化協会・各種サークル	

5 地域づくり・まちづくりに関する学習の充実・促進

全ての住民がお互いを尊重し、助け合いながら生活できる医療・保健・福祉体制の充実と、防災・防犯等に対応した住みよいまちづくりと生活環境の整備充実に関する学習を推進します。

- (1) 高齢者を地域の住民が支援する“地域型福祉社会”の実現
- (2) 障がいのある人が生涯を通して地域で自立した生活を送ることができるように“地域の人たちが見守り・支えあい・助け合う“地域型福祉社会”の実現
- (3) 地震や水害等の災害に備えた防災施設の整備と、住民が主体となる地域自主防災組織の設置を促進し、住民が安心して日々の暮らしを過ごせる災害に強いまちづくり
- (4) 交通安全協会及び防犯協会の活動を支援して、交通事故と犯罪のない明るいまちづくり
- (5) 住民がともに文化活動やスポーツに親しみ、ふれあい、語り合えるような地域内交流から、町の一体感を醸し出し、和やかなまちづくり

<具体的な取り組み>

	具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
福 祉	□高齢者を地域で支える“地域型福祉社会”を形成するための対策 ○高齢者保健福祉計画の策定 ○防災や防犯、環境衛生など、他の地域活動との一体的な取り組み ○地区活動への講師派遣 ○地区活動推進体制の組織化	社会福祉協議会 健康福祉課	◆高齢者福祉のみならず、障がい者福祉、母子・父子家庭、児童福祉等の総合的な取り組みから“地域型福祉社会”の実現 ◆地域の住民を対象とする介護予防教室や介護教室 ◆福祉施設などと連携した福祉教育や介護体験学習 ◆福祉施設を利用した交流活動
	□障がい者を地域で支える“地域型福祉社会”を形成するための対策 ○障がい者計画の策定 ○地域サポート組織の形成支援とネットワーク化 ○地域と学校における福祉教室、介護教室、ボランティア養成講座の開催	社会福祉協議会 健康福祉課	◆障がいのある人への正しい理解を図る福祉教育、障がいのある人をだれもがいつでも介助・介護できるようにする技術講習を、地域および学校において実践 ◆地域福祉ボランティアの養成と活動支援
防 災 ・ 防 犯	□安全・安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策 ○全地区における地域自主防災組織の組織化とネットワーク化 ○防災訓練の実施 ○地域防災計画策定事業	総 務 課	◆町内の全地区に、地区内の全住民が参加する自主防災組織を立ち上げ、また、各地区の災害時における行動マニュアルとなる地区防災計画を全地区で策定
	□安全・安心な交通環境・防犯体制を確立するための対策 ○「交通安全の日」「交通安全週間」の運動強化 ○防犯ネットワークづくり ○交通安全・防犯啓発事業 ○悪徳商法や詐欺行為から消費者を守るための消費生活相談体制の充実と正しい消費知識の普及、情報提供	総 務 課 町 民 生 活 課 消 費 者 団 体	◆毎月特定の日を「交通安全の日」に定め、住民の街頭指導による啓蒙・啓発活動を展開 ◆春と秋の「交通安全週間」に全町民あげての運動の展開 ◆防犯活動を行っている組織、団体、個人が有機的に連携するネットワークづくり

	具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
交 流	<input type="checkbox"/> 住民と住民がふれあう地域内交流を推進するための対策 <input type="checkbox"/> 行政区対抗スポーツ大会の開催 <input type="checkbox"/> 広報紙における地域活動紹介	体 育 振 興 課 企 画 財 政 課	◆多くの住民が一堂に会して触れ合う各種スポーツ行事を開催 ◆「広報みさと」に行政区のページを設けるなど、地域活動情報の提供

6 ふるさとの魅力を発信する産業の構築

豊かな自然や文化・人材と自然体験や農業体験を組み合わせ、美里ならではの「ふるさと体験」などを、多様化する旅行者のニーズに対応しながら、外国人を含めた交流人口の拡大をめざします。

また、イベント・食文化・まつりなどについても広く発信し、これらの継承・保護を通じながら、交流と観光の活性化を図ります。

- (1) 江合川や鳴瀬川等の豊かな自然、JR線の交通の要衝、文化施設、地場産品等の直売所など集客を図っている施設、四季折々のイベントなどの資源を活用しながら、地場の特産品や産物を活かした「食」の開発と観光客のニーズにあった観光の活性化
- (2) 本町で生産された農畜産物等を活用しながら、地産地消の推進、加工特産品の開発と販売の促進、消費者との連携、グリーン・ツーリズム等の都市農村交流事業の促進

<具体的な取り組み>

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<input type="checkbox"/> 地域間交流を推進するための対策 <input type="checkbox"/> 都市農村交流事業 <input type="checkbox"/> グリーンツーリズム推進事業 ※グリーンツーリズム： 都市住民が農山漁村において自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動	産 業 振 興 課 J A 商 工 会 文 化 団 体	◆グリーンツーリズムの受入農家や農家レストランを起業する住民を支援するなど、都市農村交流をはじめとする地域間交流を推進 ◆農業や町の歴史と文化をテーマとした積極的な情報発信と交流イベントを実施
<input type="checkbox"/> 各種イベントやまつりの開催 <input type="checkbox"/> 交流イベントやまつりの継承と保護		

7 快適な生活環境を共につくる取り組み

身近な自然環境の保全・利活用はもとより、地球環境にやさしい省エネルギー社会・循環型社会の構築に向けて、地域社会全体での省エネルギーやリサイクルの取り組みを進めます。

- (1) 自然環境・景観の保全とその活用
- (2) 環境の保全・美化の推進
- (3) 環境教育・環境学習の開催

活気とにぎわいを生み出す個性ある文化の創造

基本
方針

地域の歴史・文化の保護継承と、美里町が保有する学習資産の活用による個性ある文化を創造します。

1 地域の特色を活かした多彩な文化芸術活動の推進

文化芸術活動の担い手である住民の自主的・自発的な活動の活性化と裾野の拡大などを促進するため、発表の機会や場の提供、練習場・稽古場などの文化環境の整備、情報の収集と提供、文化活動団体等のネットワーク化の推進などを支援します。

- (1) 文化芸術活動を行う場や情報の提供
- (2) 文化芸術活動を行う人材や団体の育成
- (3) 多彩な文化芸術にふれ、主体的に参加できる環境づくり
- (4) 団塊の世代などの人々が文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加していくための環境づくり
- (5) 地域の文化芸術を地域経済や観光等、広くまちづくりに活かす取り組み
- (6) 学習活動の成果や文化活動の成果を、地域の中で気軽に鑑賞したり発表できる環境づくり

<具体的な取り組み>

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<input type="checkbox"/> 地域の特色を生かした芸術・文化活動を推進するための対策 <input type="checkbox"/> 鑑賞等の機会の充実 <input type="checkbox"/> 文化団体活動の支援・後継者の育成 <input type="checkbox"/> 住民の文化企画展開催等の支援	生涯学習課 図書館 文化会館 文化団体	◆地域の文化・芸術の振興を図るため、芸術・文化に触れる機会の充実と文化活動への支援 ◆住民の学習成果や文化活動の成果を発表する作品展、多彩な企画展を充実し、かつ気軽に開催できる環境づくり ◆多くの住民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、文化協会加盟団体及び自主サークル団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進

2 子どもの文化芸術活動の充実

子どもたちが、年間を通じて多様な文化芸術に触れ、体験できる機会を提供します。

- (1) 子どもの豊かな心や感性・創造性をはぐくむため、子どもたちが身近に伝統文化や現代の文化芸術にふれる機会を充実
- (2) 学校の文化芸術活動を地域ぐるみで支援する体制づくり
- (3) 子どもたちの国際的な文化交流を支援する体制づくり

<具体的な取り組み>

段階	具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
青少年期	<input type="checkbox"/> 地域の特色を活かした芸術・文化活動を推進するための対策 <input type="checkbox"/> 舞台芸術鑑賞の提供 <input type="checkbox"/> 青少年を対象とした文化活動の公演、展示等への支援	生涯学習課 文化会館 学校	◆多種多様な文化芸術に直に触れ、体験できる機会の充実を図るとともに、学校や文化施設等を拠点として、子どもたちが伝統文化や生活文化を継続的に体験・習得できる機会の充実

<p>□歴史・文化を保存し継承するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校神楽教室の実施と児童・生徒神楽クラブの活動支援 ○地域に伝わる祭りや年中行事を理解する学習機会の提供 ○文化財学習機会の提供 	生涯学習課	<p>◆郷土の歴史や文化に親しめる機会の提供</p> <p>◆歴史や文化財を学習、体験できる機会の充実</p>
--	-------	---

3 美里の歴史・文化の継承と新しい文化創造のための学習の推進

小牛田地域、南郷地域が今に伝える伝統的な文化や歴史を、新たな文化活動やこれからのまちづくりの中に活かすとともに、文化財保護に対する住民の理解を深めるため、文化財・郷土資料の保存・展示、郷土芸能の継承・発展、埋蔵文化財等の調査・公開などを進めます。

- (1) 関根神楽・不動堂神楽・獅子舞など郷土芸能を保存・継承し、支える人づくり
- (2) 文化財を美里共通の財産として親しみ、守っていく機運の醸成と保存及び活用の充実
- (3) 地域に伝わる祭りや年中行事を理解するなど郷土学習の充実
- (4) 美里町ゆかりの芸術家等の育成や支援

<具体的な取り組み>

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<p>□歴史・文化を保存し継承するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝統芸能の公演等への支援 ○伝統芸能の所作や楽器等に触れる体験をする機会の提供 	生涯学習課 文化会館	
<p>□文化財等の保存及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺跡の適切な保存 ○現状保存された遺跡の整備・活用 ○出土文化財・発掘調査記録の確実な保存と活用 ○住民のニーズに応じた公開・活用の実施 ○文化財めぐり 	生涯学習課	◆発掘調査現場の積極的公開と発掘体験
<p>□新しい文化創造のための事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○美里町ゆかりの芸術家等の育成や支援 	生涯学習課	

4 姉妹都市を中心とした、双方向の国際交流による「美里」の発信

国際化への対応として、多様な文化や習慣、価値観の存在を認め合えるよう、国際理解教育の推進と文化・スポーツ等の国際交流・姉妹都市交流の促進、外国語学習の機会の提供等に取り組みます。

- (1) 美里在住の外国人の暮らしの支援や日本や美里の理解を助ける取り組み
- (2) 美里町民の多文化理解を深め、コミュニケーション能力を高める取り組み
- (3) 美里の特徴を活かした各種の交流活動の推進
- (4) 町民参加型の国際交流、国際協力、国際貢献活動の推進
- (5) 住民一人ひとりが国際社会に目を向け、日々の暮らしの中で平和を尊び、自らの手で平和を築くための平和学習の推進

<具体的な取り組み>

具体的な取り組み	担 当	行政及び地域に求められているもの
<p>□国際社会に目を向けた人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ウイノナ市との交流事業 ○国際交流フェスタ事業 ○外国語教室の開催 ○外国語サークルの支援と組織拡大 ○国際理解教育の機会提供 ○国際貢献事業、国際ボランティア活動についての調査・研究と実践 	<p>企画財政課 生涯学習課 国際交流協会</p> <p>美里フレンド倶楽部</p>	<p>◆国際友好姉妹都市をはじめ諸外国の人たちと互いの文化や習慣、価値観などを理解しあい、友好と信頼関係を築いていくための国際交流の充実</p> <p>◆国際理解や多文化共生を目的としたフェスティバル、講座等の学習機会を関係団体と連携して提供</p> <p>◆教育・文化・スポーツ等の国際交流</p>
<p>□国際交流を推進するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○米国ミネソタ州ウイノナ市との友好交流 ○中国山東省済南市長清区と友好交流 ○教育交流（児童・生徒による作品交流等） ○国際貢献活動への取り組み 	<p>国際交流協会 企画財政課 生涯学習課</p>	<p>◆住民が主体となる国際交流事業に取り組むとともに、町内における受入れ家庭（ホストファミリー）を育成するための語学教室と国際理解を深める研修会を開催</p> <p>◆国際社会に目を向けた美里人を育成するために、次代を担う児童・生徒と青少年を積極的に海外へ派遣</p> <p>◆外国人英語指導助手（ALT）を有効活用し、住民が国際交流を深めるための学習機会を充実</p>
<p>□国際意識を高める取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際理解講座の開設：外国の歴史や文化、社会制度等を多面的に学ぶ講座 ○国際理解教育支援：次代を担う児童生徒等を対象に、外国人講師を招聘した学習機会の提供 ○外国語教室の開催 ○国際交流情報の発信 <p>□国際あふれる豊かな人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際友好姉妹都市派遣事業（町内中学生等） ○国際友好姉妹都市受入事業 <p>□国際交流・国際協力事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際交流イベントの開催 <p>□国際交流活動を支える環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際交流団体等支援 ○国際交流推進委員会の設置・運営 	<p>国際交流協会 企画財政課 生涯学習課 美里フレンド倶楽部</p>	<p>◆国際化の進展に対応し、歴史や文化、伝統、風土など、美里町のアイデンティティを大切に守り育むことを基本としつつ、異文化を理解し尊重する気風を根付かせるとともに、国際社会においてコミュニケーションができる国際性豊かな人材の育成と、町民参加型の国際交流、国際協力・貢献が活発に行われる環境づくり</p>
<p>□町内外国人への支援（日本語、日本での生活などの指導・助言、相談）</p> <p>□外国人を迎える家庭への支援（相手の国の習慣や文化の違い等についての指導・助言）</p>	<p>いろはサロン</p>	<p>◆日本語ボランティア指導者団体「いろはサロン」の活動支援</p> <p>◆美里フレンド倶楽部及び町内在住外国人のネットワーク化</p>



基本計画 主な年次別指標

【 第 1 章 社会の変化に対応できる学習体制の拡充 】

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成 20 年度～平成 21 年度	平成 22 年度～平成 23 年度	平成 23 年度
第 1 節 高度情報化に対応した学習環境の整備	1. インターネットを活用した講座の紹介、人材情報などの情報システムの充実 (県や民間との連携)	○宮城県生涯学習関係情報提供システム(みやぎ学習の森ねっと)との連携 ○大崎地域生涯学習情報ポータルサイトとの連携 ○宮城県図書館情報ネットワークシステム(MY ネット)との連携	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. インターネットを活用した学習相談や情報通信技術を生かした学習機会の拡充	○実施に向けた準備	○ITを活用した生涯学習に関する情報交換の場の提供 ○情報通信技術を生かした学習環境の整備	計画見直し 年次
	3. 情報通信機器を活用できる能力やマナーの向上の学習機会の提供	○パソコンや携帯電話によるインターネット体験教室の開催 ○パソコンや携帯電話の初歩的スキルを身につけるための講座の開催	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第 2 節 行政と民間の連携による学習機会の提供	1. 高等学校や県内の大学など高等教育機関との連携	○小牛田農林高等学校 ・学校林開放講座 ○南郷高等学校 ・開放講座の開設検討 ○県内の大学の開放講座や講師派遣に伴う企画準備	○小牛田農林高等学校 ・継続、評価、充実 ○南郷高等学校 ・開放講座の開催 ○県内の大学の開放講座の開設	計画見直し 年次
	2. 高度化・多様化する住民の学習ニーズに対応できる学習体制の拡充	○生涯学習出前講座の開設 ・生涯学習指導者・ボランティア講師による多様な学習メニューの整備 ・行政と民間の連携による学習メニューの整備	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第 3 節 学びの情報提供と相談体制の整備、充実	1. 町の公式ホームページによる生涯学習情報の提供	○学習機会情報 ○施設情報 ○団体・グループ情報 ○講師・指導者情報 ○資格情報 ○イベント情報 ○学習教材・教具に関する情報	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 生涯学習施設、文化施設等有する学習情報や人材情報のネットワーク化	○生涯学習施設、文化施設等有する学習情報や人材情報のネットワーク整備 ○生涯学習指導者、ボランティア人材バンクの整備と活用	継続 評価・充実	計画見直し 年次

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
	3. 民間や高等教育機関等で行われている情報の収集と整理による学習情報の提供	○学習情報の収集と提供	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	4. 生涯学習活動に関する相談窓口の設置と相談事業の充実	○生涯学習課 ・学習情報や人材の情報の提供サービス ○近代文学館 ・資料案内・情報提供等サービス ○体育振興課・健康福祉課 ・スポーツ活動の相談及び助言指導 ・健康・体力相談及び助言指導	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第4節 行政各課間の連携による事業の効率化の促進	1. 役割分担の明確化・連携・調整による相乗的な効果の発揮	○生涯学習振興本部会議 ・生涯学習振興計画の進捗管理 ○町の生涯学習重点項目の設定 ○町全体の生涯学習カレンダーの作成 ○行政各課間の連携による効果的な事業の推進	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 指定管理者制度等の導入による学習文化施設の運営及び事業の展開	○生涯学習施設の今後のあり方の調査・研究・施設整備の検討 ○文化会館、図書館、体育施設等の指定管理者制度導入の検討 ○地区公民館における地域住民による運営化に向けた取り組み	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第5節 生涯学習推進拠点となる施設の整備と機能の充実	1. 既存図書施設の連携と機能の充実による読書活動支援	○図書館の整備と機能の充実 ・読書活動の支援と機会の充実 ・図書資料のインターネット検索及び図書予約検索による情報提供サービスの充実 ・南郷図書館の図書資料の整備と充実 ・学校図書資料の電子データ化とネットワーク化 ・郷土資料の保存・調査・整備 ・住民のニーズに即した図書貸出サービスの充実	継続 評価・充実	計画見直し 年次

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
		<ul style="list-style-type: none"> ・開館日、開館時間の拡大の検討 ・来館が困難な方への図書宅配貸出サービス ・図書館まつりなどによる図書館事業の啓発 		
	2. 生涯学習拠点施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館・地区公民館の整備と機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学習機会の提供 ・学習活動の支援と学習情報の提供 ・住民自らが参加し、主体となって事業活動ができるような仕組みや体制づくりの支援 ・施設利用に伴う助言や指導 ・学習相談 ・他市町の生涯学習関連施設、機関との連携 ・施設の運営と整備 ○体育施設の整備と機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・多様なスポーツ機会の提供 ・スポーツ活動の支援と情報の提供 ・住民自らが参加し、主体となって活動ができるような仕組みや体制づくりの支援 ・施設利用に伴う助言や指導 ・他市町のスポーツ施設、機関との連携 ・施設の運営と整備 ○文化施設の整備と機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・住民が文化芸術活動に参加する場や機会の充実 ・文化芸術活動の支援と情報の提供 ・文化芸術鑑賞事業の企画及び推進 ・施設利用に伴う助言や指導 ・他市町の文化施設、機関との連携 ・施設の運営と整備 	継続 評価・充実	計画見直し 年次

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
	3. 生涯学習拠点施設の相互連携によるネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習施設のネットワーク化と機能の充実 ・連携した生涯学習事業の推進 ・生涯学習活動を行う団体やグループ、個人が交流しあえる場や機会の提供 ・地域の身近な学習の場として学校開放事業の推進 	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第6節 生涯学習活動への参加を働きかける広報・啓発の充実	1. 生涯学習PR活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○町の広報紙を活用した生涯学習PR活動の展開 ○町の公式ホームページによる生涯学習PR活動の充実 	継続 評価・充実	計画見直し 年次



【 第2章 健康で生きがいのあるくらしのための学習の推進 】

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
第1節 健康に関する 学習の推進	1. 健康増進計画 (健康みさと21)に 基づく事業の推進	○町の健康課題の把握と各世代に応じた対策を講ずる	○計画の進行管理	計画見直し 年次
	2. 自らが適切な健康 管理を行える学 習機会の提供	○各世代の健康課題に応じた 学習機会の提供 ・乳幼児期 虫歯予防対策事業の充実 ・青少年期 命の尊さを教える保健教育 の推進 ・成人期 生活習慣病、各種がん疾病 から守るための保健活動の 推進 ・高齢期 元気な高齢者をつくるため の対策事業の充実	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 健康教室や軽運 動教室など高齢者 の健康づくり事業 の推進	○高齢者健康教室、軽運動教 室の実施	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	4. 幼児期からの生 活習慣予防対策の 強化	○健康講座の開催 ○適切な食習慣指導 ○健診の結果を踏まえたヘル スアップ教室の開催 ○健康に関するイベントの開 催	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第2節 スポーツ活動 の充実	1. 健康と生きがい をつくる生涯ス ポーツと地域ス ポーツの推進	○各種スポーツ大会、スポー ツ教室の開催 ・乳幼児期 親子スポーツ教室の開催 ・青少年期 スポーツ少年団の活動支援 各種スポーツ大会、スポー ツ教室の開催 スポーツ活動への指導者の 派遣 ・成人期 各種スポーツ大会、スポー ツ教室の開催 ・高齢期 健康増進・介護予防・生きが いづくりとして気軽にでき る運動の普及活動	継続 評価・充実	計画見直し 年次

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
		各種スポーツ大会、スポーツ教室の開催 アウトドアスポーツの推進 ・その他 スポーツによる世代間交流・地域間交流事業の推進		
	2. スポーツ施設の機能充実と活用の推進	○体育協会、スポーツ少年団等の活動を助成 ○体育指導員等指導者の育成 ○町民スポーツの普及促進と競技スポーツ充実の両面への支援体制の強化 ○学校施設開放事業の推進	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第3節 すべてのライフサイクルにわたる心と身体の健康づくりの支援	1. 幼児期から高齢期までの食育推進計画の策定と食育の推進	○各世代に応じた食育を通じた健康づくり事業の推進 ○早寝・早起き・朝ごはん運動の啓発	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 高齢者のだれもが生き生きと自立した生活を送るための健康づくりと介護予防の実践	○地域福祉ボランティア推進事業 ・養成研修会、講習会の開催 ○高齢者就労支援、雇用促進、シルバー人材センター活動促進 ○寝たきり・要介護者を減らすための健康づくり活動の推進 ・精神保健相談事業 ・介護予防、認知症についての学習機会の提供 ○介護力向上のための学習機会の提供 ・介護保険制度の広報・啓発活動 ・介護講習会の開催	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 予防医学的見地に立った幼児期からの健康づくりの実践	○健やかな母子保健活動の推進と児童虐待を撲滅するための対策 ・健診時における親と子の心の相談事業 ・子育て教室や子育て相談の実施 ○男性の食の自立を図るための対策 ・男性の料理教室の開催 ○保健・医療・福祉の連携による健康づくりの総合的、効果的な取り組みの推進	継続 評価・充実	計画見直し 年次

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
第4節 職業観の醸成に資する学習機会の提供	1. 若年層を対象とした職業観の醸成を促す学習機会の提供	○奉仕活動や職場体験活動等青少年への学習活動の提供 ○中・高校生への職業体験やインターンシップ（就業体験）事業の推進 ○職業について学ぶ機会の提供	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 起業のための専門的知識やノウハウを学ぶための学習機会や相談体制の充実	○実施に向けた準備	○関係機関との連携による就労・ビジネスのための資料案内、情報提供 ○就業や起業に対する学習機会の提供と相談体制の充実	計画見直し 年次
第5節 職業能力向上のための学習機会の提供	1. 仕事に関係のある知識が習得できる講座の開設への支援	○暮らしや仕事に役立つ学習内容など、実学的な学習機会の充実	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 高等学校や県内の大学等高等教育機関との連携	○実施に向けた準備	○再チャレンジするための支援 ・商工会やハローワーク、大学や専門学校、職業訓練施設などとの連携による学習機会の拡充	計画見直し 年次



【 第3章 豊かな心を育む学習の場の充実 】

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
第1節 青少年への学習活動の提供と社会的な自立への支援	1. 青少年の社会的な自立を育む体験活動や社会参加の機会の提供	○ボランティア活動体験事業、世代間交流事業、職場体験事業、自然体験事業、創作体験事業、子ども議会などの開催 ○小学生インリーダー、中学生リーダー、ジュニアリーダーなど、青少年リーダーの養成と活用	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. ふるさと教育、ふるさと学習の推進による美里への愛着と誇りの醸成	○郷土学習の開催 ○環境学習、環境教育の開催	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 国際交流の推進	○米国ミネソタ州ウイノナ市との友好交流事業 ○中国山東省済南市長清区との友好交流事業 ○国際理解学習の推進	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	4. 平和学習の推進	○非核・平和学習の開催 ・広島、長崎、沖縄に学ぶ派遣事業	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	5. 情報化社会対策の学習会・教室の開催	○インターネットによる消費トラブルや有害情報対策としての学習機会の提供	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第2節 青少年を心豊かに、たくましく育む支援	1. 家庭教育の充実と家庭教育の支援	○家庭教育に関する学習機会の提供 ○家庭教育指導者・ボランティアの養成と活動支援 ○子育てサポーター等の養成と活動支援 ○家庭教育の相談体制の充実	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 喜びが実感できる子育て支援・保健指導の充実	○出産や子育てに不安な家族を支援するための対策 ・子育て支援センターの充実 ・子育てサークルの組織化と活動支援 ・子育て相談総合窓口の設置	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 学社連携による食育の推進と、豊かな人間性と生きる力を育む体験活動の実施	○学社連携による食育を通じた健康づくり ○中・高校生を対象とした乳幼児とのふれあい体験事業や育児体験学習の実施	継続 評価・充実	計画見直し 年次

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
	4. 子どもの読書活動推進計画の策定とそれに基づく読書活動の推進	○子ども読書活動推進計画の策定とそれに基づく進行管理 ○学校における読み聞かせ活動の推進 ○小中学校の学校図書館、調べ学習などへの支援	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第3節 青少年を地域ぐるみで健全育成する支援	1. 地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進	○学校支援ボランティアの制度化、組織化及び研修の実施 ○地域社会と学校教育との協働の推進	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 地域コミュニティ活動、地域住民との交流、地域でのボランティア活動、地域づくり活動、地域スポーツ交流等への参加	○異年齢・世代間の地域交流活動の推進 ○青少年の地域活動参加促進と自主的な社会活動の支援 ○子どもふれあいまつりの開催等	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 青少年の人権擁護と人権教育の推進	○学社連携人権教室の開催	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	4. 青少年の地域活動参加及びリーダーの育成支援	○地域の教育力を向上させるための対策 ・青少年健全育成計画に基づく町ぐるみの青少年健全育成活動の組織的な展開 ・青少年健全育成団体の育成と活動の活性化 ○指導者研修の実施	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	5. 放課後児童対策として、学校、児童館、地区公民館、体育施設などを活用した青少年の居場所づくり事業の推進	○子ども同士が遊びを通して社会性を養う身近な遊び場の確保など「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童対策の展開 ・放課後子ども教室を各小学校区で実施	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第4節 青少年が安全・安心に生活できる地域社会の醸成	1. 子どもたちが安全に安心して通学、通園できる環境の整備	○防犯教室、交通安全教室の開催 ○有害環境の排除と非行の防止活動の推進 ○安全パトロール活動	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 青少年の相談活動の充実と自立支援	○相談活動の充実	継続 評価・充実	計画見直し 年次

【 第4章 住民参画と協働によるまちづくり 】

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
第1節 住民の学びの成果の活用とボランティア活動の奨励	1. 生涯学習活動で得た学びの成果の発表や活用場の提供	○自主企画講座や企画展などの開催支援 ○放課後子ども教室児童サポーター・学校支援ボランティアの拡大	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. ボランティア活動への支援（広報、養成研修、登録斡旋などの実施）	○生涯学習活動ボランティアの拡大と生涯学習施設サポーター（仮称）との協働体制の整備	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第2節 住民の主体的な学習の推進	1. 地区の集会所などを拠点にした学習活動（行政区や自治会、子ども会、老人クラブ、地域福祉団体等）の活性化	○集会所等建設・修繕事業に対する支援 ○地域づくり支援事業 ○まちづくり活動の担い手・リーダーの育成支援	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 公民館等における「住民の主体的な学習に役立つ講座」の開設	○趣味・教養を高める教室講座の開催 ○暮らしや仕事に役立つ学習内容など、実学的な学習機会の充実 ○身近な福祉や環境問題など地域の学習課題について学ぶ機会の充実 ○だれもが利用しやすく親しめる施設運営 ・サークル作品常設展示場の設置 ・学習室の設置	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 住民の自己実現、社会参加のための学習やサークル活動の奨励	○サークル団体の自主的な学習活動への支援	○サークル団体の自主的な学習活動への支援 ○住民参加ガイドブックの作成 ○社会貢献表彰制度の創設	計画見直し 年次
第3節 団塊世代等の社会参加促進	1. 高齢者社会活動参加支援事業（老人クラブ助成、団塊世代の社会参加）の推進	○高齢者社会活動支援事業・老人クラブ助成 ・団塊世代の社会参加促進 ○学校支援や地域社会で活躍するための環境整備	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 団塊世代の力を有効に活用するためのボランティア養成研修会の開催	○生涯学習ボランティア養成研修会の開催	継続 評価・充実	計画見直し 年次

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
第4節 行政とNPO や住民団体と の協力・協働 関係の構築	1. 各団体の活動を 総合的にコーディネ ートする体制の 構築	○体制の構築に向けた準備	○中間支援組織の 設立支援	計画見直し 年次
	2. NPOや住民団 体との連携による 事業の実施	○NPO等について学び、支援 する講座の開設 ○協働事業の推進 ・家庭教育や子育てに関する 講座等の開催 ・文化祭や発表会、作品展、イ ベント等の開催	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第5節 地域づくり・ まちづくりに 関する学習の 充実・促進	1. 高齢者を地域で 支える“地域型福祉 社会”の実現に向け た学習機会の提供	○高齢者保健福祉計画の策定 とそれに基づく進行管理 ○地域の住民を対象とする介 護予防教室・介護教室の開催 ○福祉施設と連携した福祉教 育や介護体験学習 ○福祉施設を利用した交流活 動 ○地区活動への講師派遣 ○地区活動推進体制の組織化	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 障がい者を地域 で支える“地域型福 祉社会”の実現に向 けた学習機会の提 供	○障がい者計画の策定とそれ に基づく進行管理 ○地域サポート組織の形成支 援とネットワーク整備 ○地域や学校における福祉教 室、介護教室の開催 ○地域福祉ボランティアの養 成と活動支援	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 安全・安心な防 災・消防・救急体制 の確立に向けた学 習機会の提供	○地域自主防災組織の組織化 ○防災訓練の実施	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	4. 安全・安心な交 通環境・防犯体制を 確立するための学 習機会の提供	○「交通安全の日」「交通安全 週間」の運動の強化 ○交通安全・防犯啓発事業 ○防犯ネットワーク整備	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	5. 悪徳商法や詐欺 行為から消費者を 守るための学習機 会の提供	○消費生活に対する正しい知 識の普及、情報提供 ○消費生活相談体制の充実	継続 評価・充実	計画見直し 年次

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
	6. 住民と住民がふれあう地域内交流の推進	○文化活動やスポーツ活動を通しての地域内交流の推進 ・行政区対抗スポーツ大会等の開催 ・ふるさとまつり、コミュニティまつり、地区文化祭等の開催 ○広報紙における地域活動紹介	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第6節 ふるさとの魅力を発信する産業の構築	1. 美里ならではの地域間交流事業の推進	○都市農村交流事業 ○グリーンツーリズム推進事業	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 各種イベントやまつりの開催	○農業や町の歴史と文化をテーマとした積極的な情報発信と交流イベントの開催	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第7節 快適な生活環境を共に作る取り組み	1. 自然環境・景観の保全とその活用に向けた取り組み	○自然愛護教育の充実と自然愛護キャンペーンの実施 ○住民の清掃活動への支援 ○散策ルート・散策マップづくりと散策体験機会の充実	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 環境の保全・美化の推進	○環境美化活動の推進 ○廃棄物の減量化、再利用・再生利用促進 ○花いっぱい運動事業 ○町内一斉清掃事業	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 環境教育・環境学習の推進	○国、県の地球温暖化防止対策の普及徹底と町独自の運動の推進 ○環境問題に関する全町的なイベントの展開	継続 評価・充実	計画見直し 年次



【 第5章 活気とにぎわいを生み出す個性ある文化の創造 】

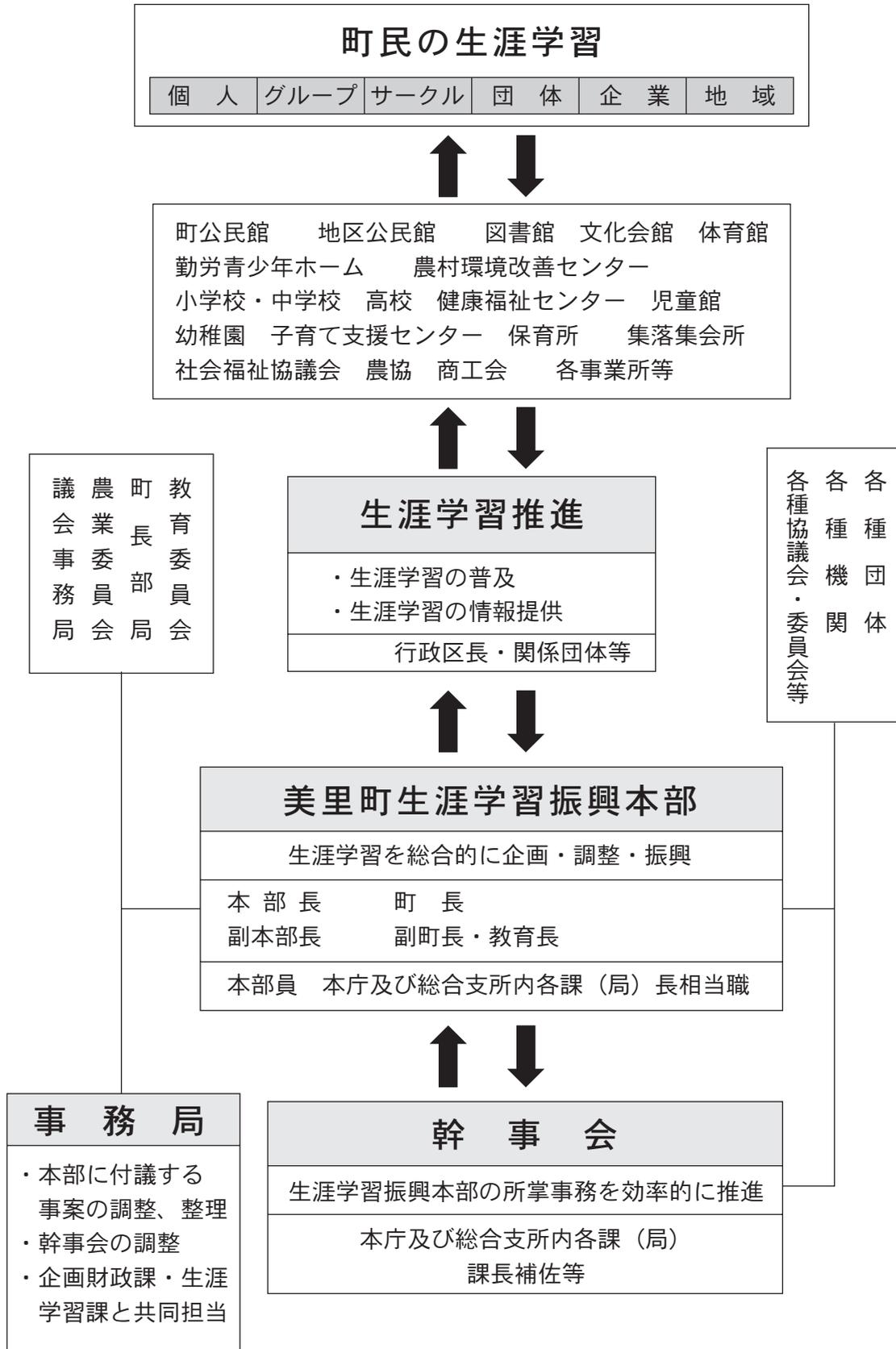
基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
第1節 地域の特色を活かした多彩な文化芸術活動の推進	1. 文化芸術活動を行う場や情報の提供	○情報の収集と提供	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 文化芸術活動を行う人材や団体の育成	○文化芸術団体の活動支援・後継者の育成	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 多彩な文化芸術にふれ、主体的に参加できる環境づくり	○住民の学習成果や文化活動の成果を発表する作品展、多彩な企画展が、気軽に開催できる環境整備	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	4. 団塊の世代などの人が文化芸術の享受し、文化芸術活動に参加していくための環境づくり	○団塊の世代を対象とする各種教室・講座等の開催	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	5. 地域の文化芸術を地域経済や観光等広くまちづくりに活かす取り組み	○伝統芸能及び文化芸術公演等への支援 ○文化協会加盟団体及び自主サークル団体の公演等への支援	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	6. 学習活動の成果や文化活動の成果を、地域の中で気軽に鑑賞したり発表できる環境づくり	○住民の文化企画展開催等の支援	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第2節 子どもの文化芸術活動の奨励	1. 子どもの豊かな心や感性・創造性を育むため、子どもたちが身近に伝統文化や現代の芸術文化にふれる機会を充実	○舞台芸術鑑賞機会の提供 ○地域に伝わる祭りや年中行事などの伝統文化や生活文化を体験・習得できる学習機会の提供 ○文化財についての学習機会の提供	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 学校の文化芸術活動を地域ぐるみで支援する体制づくり	○児童生徒の文化芸術活動への指導者の派遣 ○作品展や発表会の開催支援	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 子どもたちの国際的な文化交流を支援する体制づくり	○国際理解や多文化共生を目的としたフェスティバル、講座等の学習機会を関係団体と連携して提供	継続 評価・充実	計画見直し 年次

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
第3節 美里の歴史・文化の継承と新しい文化創造のための学習の推進	1. 関根神楽・不動堂神楽・獅子舞など郷土芸能を保存・継承し、支える人づくり	○小学校神楽教室の実施と児童生徒神楽クラブの活動支援 ○伝統芸能の公演等への支援 ○伝統芸能の所作や楽器にふれる体験機会の提供	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 文化財を美里共通の財産として親しみ、守っていく機運の醸成及び文化財の保存と活用の充実	○文化財についての学習機会の提供 ○遺跡の適切な保存 ○現状保存された遺跡の整備・活用 ○出土文化財・発掘調査記録の確実な保存と活用 ○住民のニーズに応じた公開・活用の実施 ○文化財めぐり事業	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 地域に伝わる祭りや年中行事を理解するなど郷土学習の充実	○郷土かるたづくり事業 ○郷土めぐり事業 ○地域に伝わる祭りや年中行事などの伝統文化や生活文化を体験・習得できる学習機会の提供	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	4. 新しい文化創造のための事業の推進	美里町ゆかりの芸術家等の育成や支援	継続 評価・充実	計画見直し 年次
第4節 姉妹都市を中心とした、双方向の国際交流による「美里」の発信	1. 美里在住の外国人の暮らしの支援や日本や美里の理解を助ける取り組み	○日本語ボランティア指導者団体の活動支援 ○町内外国人への支援 (日本語、日本での生活などの指導・助言、相談) ○外国人を迎える家庭への支援(相手の国の習慣や文化の違い等についての指導・助言) ○町内在住外国人の交流とネットワークづくり	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 美里町民の多文化理解を深め、コミュニケーション能力を高める取り組み	○外国語教室の開催 ○外国語サークルの支援と組織拡大 ○国際理解学習機会の提供 ・外国の歴史や文化、社会制度などを多面的に学ぶ講座の開設	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 美里の特徴を活かした各種の交流活動の推進	○国際交流フェスタ事業 ○教育・文化・スポーツ等の国際交流事業 ○ホームページによる交流活動の情報発信	継続 評価・充実	計画見直し 年次

基本計画	事業項目	年次別指標		
		平成20年度～平成21年度	平成22年度～平成23年度	平成23年度
	4. 町民参加型の国際交流、国際協力、国際貢献活動の推進	○米国ミネソタ州ウイノナ市との友好交流事業 ○中国山東省済南市長清区との友好交流事業 ○国際貢献事業、国際ボランティア活動についての調査・研究と実践	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	5. 住民一人ひとりが国際社会に目を向け、日々の暮らしの中で平和を尊び、自らの手で平和を築くための平和学習の推進	○国際理解学習機会の提供 ・外国の歴史や文化、社会制度などを多面的に学びながら平和について考える学習機会の開設	継続 評価・充実	計画見直し 年次



美里町生涯学習振興体制図



美里町生涯学習振興本部設置要綱

平成 18 年 1 月 1 日
教育委員会訓令第 14 号

(設置)

第 1 条 美里町における生涯学習の総合的、効果的な振興を図るため美里町生涯学習振興本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 生涯学習振興計画の策定のための調査・検討に関すること。
- (2) 生涯学習の施策に係る協議・総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習振興に係る調査・研究に関すること。
- (4) 生涯学習振興に係る施設、機関及び団体などの相互連絡・調整に関すること。
- (5) 生涯学習事業の実施に関すること。
- (6) 庁内各課（局）の生涯学習関連の連絡調整に関すること。
- (7) 生涯学習関連情報の収集及び交換に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興を図るため必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、町長とする。
- 3 副本部長は、副町長、教育長とする。
- 4 本部員は、本庁及び総合支所内各課（局）長相当職をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、関係者に本部への出席を求めることができる。

(会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて本部会議を招集する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうち、あらかじめ指名された者が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 本部は、第2条の所掌事務を効率的に推進するため幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事は、本庁及び総合支所内各課（局）の課長補佐などをもって充てる。

4 幹事長は、幹事会の事務を統括し、副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。

5 幹事会の会議は、必要に応じて事務局が召集する。

6 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 本部に事務局を置く。

2 事務局は、企画財政課と生涯学習課が担当する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

美里町生涯学習振興計画策定経過

開催年月日	主な協議内容
平成19年2月14日	美里町生涯学習振興本部幹事会 生涯学習振興計画策定基本的な考え方・策定スケジュール等
平成19年2月15日	美里町生涯学習振興本部 生涯学習振興計画策定基本的な考え方・策定スケジュール等
平成19年2月27日	平成18年度第2回美里町青少年問題協議会 生涯学習振興計画策定基本的な考え方・策定スケジュール等
平成19年3月14日	美里町社会教育委員会 生涯学習振興計画策定基本的な考え方・策定スケジュール等
平成19年4月1日～ 平成19年4月20日	美里町生涯学習振興会議公募委員募集
平成19年5月15日	第1回美里町生涯学習振興会議 生涯学習振興計画策定基本的な考え方・策定スケジュール等
平成19年5月21日	第1回美里町文化財保護委員会 生涯学習振興計画策定基本的な考え方・策定スケジュール等 文化財に関わる内容の協議
平成19年5月28日	青少年問題協議会委員より生涯学習振興計画の青少年健全育成に関する意見提出
平成19年5月29日	第1回美里町社会教育委員会 生涯学習振興計画策定基本的な考え方・策定スケジュール等
平成19年6月18日	第2回美里町生涯学習振興会議 計画書の章立て及び基本構想(案)についての協議
平成19年7月20日	平成19年度第1回美里町青少年問題協議会 青少年の健全育成に関わる内容の協議
平成19年8月2日	第2回美里町社会教育委員会 これからの美里町の目指すべき生涯学習社会についての協議
平成19年8月9日	第3回美里町生涯学習振興会議 基本計画(案)と具体的な取組みについての協議
平成19年8月31日	青少年問題協議会委員より生涯学習振興計画の青少年健全育成に関する意見提出
平成19年9月～10月	各種協議会・委員会・団体等からの意見聴取
平成19年9月18日	美里町小・中学校長会 生涯学習振興計画に関わる青少年健全育成及び学社連携・融合事業に関する協議
平成19年9月19日	第4回美里町生涯学習振興会議・社会教育委員会合同会議 生涯学習振興計画の素案をまとめる
平成19年9月27日	美里町教育委員会 生涯学習振興計画(素案)について協議
平成19年10月3日	平成19年度第1回美里町生涯学習振興本部幹事会 生涯学習振興計画(素案)についての協議
平成19年10月24日	美里町小・中学校長会 生涯学習振興計画(素案)についての協議
平成19年11月1日	美里町生涯学習振興計画(案)パブリックコメント予告 予告日 平成19年11月1日
平成19年11月5日	平成19年度第2回美里町青少年問題協議会 生涯学習振興計画(案)についての協議
平成19年11月16日	美里町生涯学習振興計画(案)パブリックコメント公表・意見募集 11月16日から11月30日まで
平成19年12月21日	美里町社会教育委員会臨時会議 生涯学習振興計画(案)基本計画年次別指標の設定について 子どもの居場所づくり事業・地区公民館の地域運営化について
平成20年2月20日	美里町教育委員会 生涯学習振興計画(案)についての協議
平成20年3月6日～ 平成20年3月10日	美里町生涯学習振興本部幹事委員との生涯学習振興計画(案)・年次別指標(案)協議
平成20年3月12日	美里町生涯学習振興本部 美里町生涯学習振興計画(案)・年次別指標(案)協議・策定

美里町生涯学習振興会議設置要綱

(設置)

第1条 美里町における生涯学習の総合的かつ効果的な振興を図るため、美里町生涯学習振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 振興会議は、次に掲げる事務を掌る。

(1) 振興会議は町長の諮問に応じ、町民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

(2) 振興会議は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を町長に建議することができる。

(構成)

第3条 振興会議は、委員15名以内で組織し、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長、副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会議の事務を総括し会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者及び関係機関、団体

(2) 公募による者（町内に住所を所有する者に限る。）

(3) その他町長が認める者

6 町長は、必要があると認めるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会議)

第5条 会長は必要に応じて会議を招集する。

(庶務)

第6条 会議に事務局を置く。

2 事務局は、企画財政課と生涯学習課が担当する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は会長が会議に諮り別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(最初の振興会議の招集)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の振興会議は、町長が召集する。

美里町生涯学習振興会議委員名簿

美里町生涯学習振興会議委員 【平成 19 年 5 月 15 日～平成 20 年 3 月 31 日】

	役 職	氏 名
委 員 長	美里町子ども情報センター協議会	黒 沼 篤 司
副委員長	美里町老人クラブ連合会	小 林 学
委 員	美里町小・中学校 PTA 連合会	新 田 耕 一
委 員	美里町文化協会	伊 藤 勝 衛
委 員	すばらしい美里町を創る協議会	大 村 涼 子
委 員	JA みどりの女性部 南郷支部	菅 原 都
委 員	美里町商工会青年部	門 間 裕 治
委 員	社会福祉協議会	山 口 保 広
委 員	NPO 法人こごたセミナー	小 西 敬 二
委 員	美里フレンド倶楽部	ルイス・レオン
委 員	元保健所栄養士	後 藤 正 子
委 員	図書館読み聞かせボランティア	栗 山 小百合
委 員	公募委員	狩 野 眞 次
委 員	公募委員	今 野 幹 子
委 員	公募委員	佐 藤 雅 弘